

第六十三回国 参議院 文教委員会 會議録 第十一号

昭和四十五年四月二十一日(火曜日)

午前十時五分開会

委員の異動

四月二十日

辭任

補欠選任

大谷 賢雄君 鬼丸 勝之君
宮崎 正雄君 長屋 茂君
萩原幽香子君 松下 正寿君
小笠原貞子君 順藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長 楠 正俊君
理事 田村 賢作君
永野 鎮雄君
安永 英雄君

委員

鬼丸 勝之君
大松 博文君
土屋 義彦君
中村喜四郎君
長屋 茂君
内田 善利君
多田 省吾君
松下 正寿君
須藤 五郎君

國務大臣

文部 大臣 坂田 道太君

政府委員

文化庁長官 今 日出海君
文化庁次長 安達 健二君

事務局側

常任委員会専門員 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○著作權法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨二十日、大谷賢雄君、宮崎正雄君、萩原幽香子君及び小笠原貞子君が委員を辭任され、その補欠として鬼丸勝之君、長屋茂君、松下正寿君及び須藤五郎君が委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

著作權法案審査のため、四月二十三日、参考人として、日本写真家協会総務委員丹野章君、日本雑誌協会著作權委員会副委員長豊田亀市君、日本映画監督協会専務理事西河克巳君、日本映画製作者連盟製作部会委員藤本真澄君、日本芸能実演家団体協議会常任理事高橋寛君、著作權制度審議会委員野村義男君の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶる者あり〕

○委員長(楠正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(楠正俊君) 著作權法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

政府側から今文化庁長官及び安達文化庁次長が出席いたしております。

質疑の申し出がございますので、これを許します。大松博文君。

○大松博文君 著作權法は国の文化水準また知的水準のバロメーターであり、そうして同時に國民

の文化への憧憬を物語っているものだと考えます。また著作權法は国際的なつながりを持つている法律で、民法とも深い関係があるものです。このような観点で著作權を考へるならば、国際的な考慮が必要であることは申すまでもありませんが、また同時に国内の事情、習慣についても考慮しなければならぬものと思ひます。以上の観点からいたしまして、本案の提案における経過、すなわち著作權制度審議会における作業の概要についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(安達健二君) 著作權制度につきまして、戦後久しくいろいろの機会に問題となりまして、たけれども、正式には取り上げられなかつたのでございしますが、それが昭和三十七年に著作權制度審議会というものが設けられたこととなつたのでございします。以来著作權制度審議会におきましては小委員会を設けまして、慎重に審議をいたしまして、それぞれ小委員会等の會議を合計いたしまして約二百八十回に及ぶ審議を続けられまして、昭和四十一年の四月に答申をいただいたわけでございします。

この答申に基づきまして、当時文化庁ではなく文部省の文化局でございましたが、文化局の試案といたしまして、著作權及び隣接權に関する法律草案というものを発表いたしました。それぞれ関係方面、その他一般の意見を徴しまして、四十三年の四月に著作權法案の第一回の閣議決定がございました。それからさらに四十四年の四月、昨

の消滅することとなる著作權者を救済するため、著作權の暫定延長措置が行なわれまして、現在著作權の保護期間は原則として死後三十八年というようになってゐるのが大体的様子でございます。

○大松博文君 どうもありがとうございます。

次に、先ほども述べましたように、著作權法というものは國際法上にもつながつておる法律でございまして、こういうことを考へて立案すること、いろいろな考へを考へますことからして、諸外国でも現在こういうことを考へまして、法を改正をする、問題点があるというときには、その報告書を國內だけじゃなくして、諸外國の専門家にも頒布してその意見を求める方法をとつておると私は聞いておりますが、このたびのこの法案採用にあたりましては、こういうことはおそろくやつておられないのじゃなからうかと思ひますが、まあいままではこれは無理だと思ひますが、こういうことを今後やられるおつもりはありますか、ありませんか。そうしてまた、この國際的なものにつながるということから考へますと、各國の方にそれを知つていただいて、いい面は指摘していただくという面におきまして、そういう方面に回したほうがいいのじゃなからうかという気がするわけですが、文化庁のほうでは、そういうことは今後やられるかやられないかというお考えをお聞きたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) ただいま御指摘の点でございますが、諸外國まで意見を聞くというようなことをやつたのはアメリカだけでございします。そのほかの國はそれぞれの國內におけるいろいろな意見を聞く手続を行なつておるわけでございます。アメリカは非常に広範な資料を配布いたしておるわけでございますが、これも別に日本の意見を聞きたいといつて配つてくるわけではなく

て、こういうのができておるから参考までに見てくれという程度のごさいます。

それから日本におきましては、従来から審議会の答申がありましたとき、あるいは試案がありましたとき、国内におきましては講習会、説明会等を随時開催いたしまして、一般の意見を徴しておるところでございますが、外国等につきましては、これはベルヌの同盟の事務局で出しております「コピー・ライト」という月刊誌がございます。それにいろいろの国の事情が紹介されておるわけがございます。あさつておいでになる著作権制度審議委員の野村さんが、それにこの日本の改革の状況はレター・フロム・ジャパンというような形で紹介されておるわけでございます。私も国際会議に参りますときには、それぞれ私も知り合ひになっておりますので、それぞれの人から、そういうものに載せたことの反響、意見などもこれは非公式な形でございますが、聞いてやっております。こういうことでございます。したがって、これを公式に翻訳して各国の意見を問うというようなことは世界もやっておりますので、そのようなことはいたしませんでしけれども、私がただいま申し上げましたような非公式な形で意見等は聞いてやっております。こういう事情でございます。

○大松博文君 著作権制度審議会のメンバーというものがどういふ分野の方たちであつたか、また本案に關係する諸団体の意見などをどの程度この案に反映されたか、さらにまた審議会の答申と本法案との内容の相違があつたかどうか、もし相違があるとするならば、どのような点か、具体的にそういう点をお知らせ願ひたい。以上三点をお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 著作権制度審議会は三十名以内の委員で組織するということになっておるわけでございます。この審議会の委員は学識経験がある者から選ぶと、こういうことになっておるわけでございます。昭和三十七年に任命されました方々——その後若干の変動等もその間に

ございますが、審議会の委員になつていただいた方は著作権について十分な理解があり、しかも学識経験のある方というように形で選んでおるわけでございます。最初のときの著作権制度審議会の会長は、いまはおなくなりになりましたが、東京大学の国際私法の先生をしておられました江川英文先生でございます。その後お変わりになりました中川善之助先生が会長になっておられました。このことでございます。一応学識経験のある方々でございます。若干はそれぞれの著作権の分野におけるところの意識を反映していただくといううな意味で権利者の方々、あるいは著作物を使用する側の方々、中立側の方々、色分けは多少はございますけれども、考え方といったしましては、学識経験のある方から著作権に理解と関心と見識のある方をお願いをしておる、こういうことでございます。

○大松博文君 そうすると、關係する諸団体の意見はどの程度この法案に反映されたのですか。

○政府委員(安達健二君) まず著作権制度審議会におきますところの關係団体の意見の聴取でございますが、先ほど申し上げましたように、著作権制度審議会は四年間にわたりまして検討が行なわれたわけでございますので、その間に、まず審議会の審議の各段階におきまして關係団体等から意見の提出をいただいたわけでございます。さらに応用美術とか、映画とか、隣接権制度とか、レコードの二次使用等の主要な問題点につきましては、数度にわたつて特に関係の方々に来ていただいたしまして、参考人としての御意見を伺つたというのが第一の点でございます。

それから小委員会で中間報告をまとめた段階において、それを公表いたしました意見は聞く、あるいは小委員会の審議結果がまとまつたところでも意見を聞く。それからさらにまた審議会の審議経過報告に基づいて総会で審議会の答申があつた後において關係団体の意見を聞く、こういうようにやつてまいりました。それから先ほど

申しました文化局の試案の公表、昭和四十一年の十一月に公表いたしました法律の草案についての意見を聞く。それからさらにまたそれを法制局等の間で練り直したのをさらにまた意見を聞くということ、あるいはまた四十三年にできました法案についても意見を聞くといううなことで、随時と申しますか、ある程度まとまつたところで段階的に意見を聞きまして、關係団体の意のあるところに入れて得るところはもう十二分に考慮をするといううな形でございます。

それから、先ほどお尋ねにございました著作権制度審議会の答申とこの法案との間にはどのような差異があるかということでございます。これにつきましましては、こまかいこともございますが、おもな点だけを申し上げさせていただきます。第一の点は著作権の死後の人格権の保護と申すか、死後における人格的利益的保護という面につきましまして、審議会の答申では、財産権としての著作権が死後五十年でございまして、それと同時に著作権の死後の人格的利益的保護も消滅する。五十年たつたならば著作権とともに人格権も消滅する、こういうことになっておつたのでございすけれども、これは著作権と著作権とは性質も異なる。あるいは現行法における保護の態様、あるいは権利者側としてはそういうことでなしに、死後の人格的利益的永久に保存してもらいたい、保護期間が切れたから五十年目からは人格的利益的は保護しなくてもいいということでは困る、こういう御要望もございましたので、この法案におきましては、死後の人格的利益的については、無期限に保護するというように直したことが第一の点でございます。

それから写真につきまして、嘱託における肖像写真の場合におきましては、嘱託本人がその写真の自由利用をできる方法を講ずる。著作権は御存じのとおり写真をとつた撮影者にあるけれども、肖像本人がその写真の自由利用することができ方途を講ずべきである、こういううな答申があつたのでございますが、それをやめたというこ

ともございます。

それからまた写真につきましては、未発表の写真の著作物についていわゆる展示権というものを答申では認めてなかつたわけでございますが、写真にも展示権を認めるというようにしたといううな点。あるいはさらに著作隣接権制度におきまして、実演家の保護につきまして、録音、録画権につきまして実演家の保護を厚くしたという点があるわけでございます。

したがって、この答申とこの法案との間におきましては、たとえば保護期間とかさういううな基本的な点は、原則としては変えていないわけでございますけれども、こまかい問題におきましては、権利者の要望あるいは権利者の保護を厚くするという観点に立つて修正と申しますか、答申になつたことをつけ加えたり、あるいは答申とはやや趣きを異にするような規定を置いておる、こういう状況でございます。

○大松博文君 そうすると、いまお答え願ひました本案に關係する諸団体の意見は、十分本法案には反映されていくというのをいま言われたわけですね、十分反映されておりますか。

○政府委員(安達健二君) いわゆる手続の面におきましては、十二分というほどきいておると思ふのでございます。しかしながら、すべての団体の意見を全部取り入れておるかということになりますと、やはり取り入れていないところも残つておるわけでございます。したがって、各団体から言へば、なお望みの願ひがあるというところはこれは当然のことと思ひますが、著作権というものは権利者、使用者の間、あるいは権利者同士の間におきましていろいろ利害の錯綜しているところもございまして、全くそれぞれの団体の要望が一一〇〇%取り入れられたかと申しますと、一〇〇%でない。やはりなお足らないところがあるということは事実問題としてはございすけれども、各団体の意見をできる限り聴取して、そうしてまたその著作権の保護を厚くするという観点に立つ

て、できるだけ努力をしてきたということは事実だと思ひます。

○大松博文君 本法案の第一条でございますが、「この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送に關し著作物の権利、この「著作物の権利」といふのは著作物をさすわけですね。その権利です。そして「及びこれに隣接する権利を定め、」とありますが、「隣接する権利」といふのは、「実演、レコード及び放送に關し」の権利を「隣接する権利」とここでうたわれているわけですね。

それからもう一つ、その次に「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、」その次に「著作物等の権利の保護」とございしますが、この「著作物」といふのがこの著作物の権利者であり、「等」といふのが「及びこれに隣接する権利」と、この解釈してよろしうございしますか。

○政府委員(安達健二君) 第一条におきましては、まず著作物に關し著作物の権利というように、著作物の権利は著作物に關する著作物の権利、それから実演、レコード及び放送に關し著作物の権利に關連する権利ということで、ただいまおっしゃいました著作隣接権が含まれるわけでございますが、そのほか著作物が設定するところの出版権というものと、著作隣接権という厳密な意味ではございせんけれども、著作物の権利に隣接する権利ということで、これに隣接する権利の中には御指摘の著作隣接権のほか出版権も含まれておるつもりでございます。

それから「著作物等の権利の保護、この「著作物等」の中には著作物とそれから実演家、レコード製作者、放送事業者あるいは出版権者、こういうようなものの権利の保護をはかるということになるわけでございます。

○理事田村賢作君退席、委員長着席
○大松博文君 そうしますと、隣接権というものは著作権と評価は同等格にみなされていると解釈してよろしうございしますか。

○政府委員(安達健二君) この法律におきまして

は、著作権と著作隣接権を同じ法体系のもとに保護をする、こういう考え方に立つておるわけでございます。この著作権と隣接権とは別の法体系でこれを規定するということももちろんあり得るわけでございます。しかしながら、この法案におきましては著作権も著作隣接権も同時にこの法律によって保護をする、こういう考え方に立つておるわけでございます。したがって、この著作物と著作隣接権とは、著作権が著作物を使用することに關連して生ずる権利である。実演家は、

歌手は、作詞、作曲家のつくった歌を歌うということによって実演が生ずるわけでございます。この著作物を利用する、著作物に關連して生ずる権利である。あるいはレコード製作者は著作物を録音して、そしてそれによって生ずる権利である。あるいは放送は著作物を放送することに伴つて生ずる権利であるというように、著作隣接権としてとらえておるわけでございます。そして著作物と著作隣接権とはそれぞれ権利の内容の同等とおっしゃいます意味が、同じこの法律でひとしく保護をしているという意味におきましては同等、同格ということになるわけでございますが、その権利の内容等はそれぞれ若干異なつておるといふことでございます。その意味において全く同じものである、同格であるということにはならないわけでございますが、この法律におきましては著作権と著作隣接権をあわせてこの法律の中で保護をするということ、そしてそれぞれの権利にふさわしい保護のしかたをしておるといふのがこの法案のたてまえでございます。

○大松博文君 この第一条によりますと、著作物の権利保護ということが掲げられております。この権利保護がいわば全体を包んでおるような感じが私には受けるわけでございます。しかし反面、ここに「文化の発展に寄与する」ということで利用ということも一応掲げられていると思ひます。そうしますと、一方では権利を保護しながら一方では文化の発展のために利用を促している。保護と

利用とは相反する意味が含まれておるような感じが私にはいたします。この相反する二つの目的のためにどのような調整をするのか、その方法、またその調整の基準はどうであるかということをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) この第一条に書いてございしますように、この法律の究極の目的は「文化の発展に寄与すること」であるということが、「もつて」といふようなこと、「もつて文化の発展に寄与すること」を目的とする。」というようにしてあらわしてあるわけでございます。著作物等の権利の保護をはかるために、文化の発展に寄与すること多大であるという観点に立つて著作物等の権利の保護をはかり、もつて文化の発展に寄与するということでございます。それから、著作物等の権利の保護をはかることと文化の発展に寄与することとは両者相反するものではなくて、文化の発展の中に権利の保護は含まれるものであるというように考えられると思ひます。

次に文化の発展という面からいいますと、著作物等の権利を保護するだけではこれはやはり文化の発展に寄与する面において問題もあり得るであらう。たとえば著作物の保護期間というふうなものにつきましてはこれは永久ではない。保護期間につきましては、法案によりまして原則として死後五十年というように一定の期間を限って、それ以後におきましては著作物の自由なる使用を認め、こういうことも著作物の権利を死後五十年保護をしておる、同時に文化の発展という面から考へても、五十年後は自由にいくということもあるわけでございます。その他公共の必要性その他によりまして、著作権の制限というものは設けられてあるわけでございます。この著作権の制限という点も、この文化的所産が公正に利用されるということが中心でございまして、そういう面からいたしまして著作権を制限していくということでございますが、これはいわば著作権というものを認める場合におきまして、そこに公共的な一つの限界というものがあつて、その限界をつけ

るのは何かというと、それは文化の発展に寄与するためには権利の保護をはかると同時に文化的所産の利用にも留意しなければならぬ、しかしながらその利用というものが著作物の権利を全く無視して行なわれないように、公正に利用が行なわれるようにという意味におきまして、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」このように規定しておる次第であります。

○大松博文君 次に、この著作物の権利の保護については、著作物には経済的な面からの保護を与えるとともに、またいま言われましたが、人格的な面からの保護を与えるということも非常に重要なことであると思ひますが、この点今回の法案においては、現行法と比較してどのような保護を与えておられるのか、それを簡単に説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 著作物の人格的利益を保護するということとは、ただいまお示しのとおり経済的利用権の保護にまさるとも劣らない非常に重要なことであるという観点からいたしまして、この法案におきましては、現行の著作権法と比べて、その著作物の人格的利益を保護するためいろいろな措置をいたしておるところでございます。

まず第一の点といたしまして、現行法におきましては、著作物の同意なくして著作物を改ざん、変更することを得ずというように、一種の公法的な制限にいたしているわけでございます。これに對しましてこの法案におきましては、著作物はその有する人格権的なものはこれを私の権利、私法上の権利としてこれを設定したわけでございます。十八條以下にございしますように、たとえば公表権でございますが、「著作物は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を有する。」というように、権利を占有するといふようにいたしたのでございします。これはどういふ違いがあるかと申しますと、

そういう著作人格権を「侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」というような物権的請求権というようなのをはっきり認めるという結果になる点が第一点でございます。

第二点といたしましては、著作人格権の内容を拡大をいたしておるわけでございます。現行法におきましては、いま申しましたように、著作者の同意を得ない著作物の改ざん変更、それから著作者の同意を得ない氏名称号の変更、隠匿、著作物の題号の改変というようなのは禁止されているのにとどまるのでございますけれども、この法案では、著作者に未公表の著作物を初めて世に問うかどうかを決定する権利、自分の著作物を世に問うかどうかをきめるのは著作者であるという意味におきましての公表権というものを新たに認めた。それからまた氏名を表示する権利、著作物に実名でいくか変名でいくか、あるいは無名でいくかというようなことを決定する権利、それから従来からございました同一性を保持する権利というようなのは引き続き規定いたしましたというのが内容でございますが、さらにこれは多少あとのほうに出てまいりますけれども、百十三条の二項に「著作者の名譽又は聲望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、著作人格権を侵害する行為とみなす」と、これは具体的な例を申し上げますと、たとえば芸術作品として作成されたところの裸体画をたとえばストリップ劇場の宣伝看板に利用するというようなことは、これは著作物を別に手を加えているわけじゃないけれども、その著作物の使い方によって著作者の名譽を傷つける、聲望を傷つけるということもこれははっきりと禁止しようというように、著作人格権の内容を拡大しておるというのが第二点でございます。

それから第三点といたしましては、著作人格権の性格とかあるいは権利行使の規定を整備いたしましたのでございますが、一番大きな点は、著作人格権の侵害について、いわゆる経済的利用権と

しての著作権の侵害と同一の刑罰をもって臨むというところでございます。現行法は、著作権の侵害の場合には二年以下の懲役と五万円以下の罰金というところになっておるわけでございますけれども、人格権につきましては五万円以下の罰金だけになっておるわけでございます。これがこの法案におきましては、著作権も著作人格権の侵害も、いずれも三年以下の懲役または三十万円以下の罰金というように、著作人格権の侵害に対して強い刑罰をもって臨む、著作権と同様な刑罰をもって臨むというようにいたしておるのでございまして、その他著作者の死後における人格的利益の保護についても種々規定をいたしておるところでございます。

○大松博文君 非常によくわかりましたが、まあこの法案を見ますと、この人格権という著作権とは隣接権者、こういうものを非常に保護し、そして刺激していろいろ文化の発展に寄与するように促進するんだということから、まあ新しいこの法案によりまして、公表権というようにないまでもなかったのが新しく出てきたというほど、こういうものを保護し刺激を与えるということに非常に熱意を注いでおるといふことをいろいろ考え合わせましたときに、この前も鈴木委員からちょっと話が出ておりましたが、「学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの」とございまして、この前に、「その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」、まあこれはかつてにその意に反してそういうことをしなないけない。そして、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの、これはまあ学校教育上から十分これはいろいろなことをやっている中でございまして、これはど人格権を認めておるならば、ただ通知するだけじゃなくて、そこにやはり相手の意思を尊重して承諾を得るというふうな何かそういう文句に修正したらいいんじゃないかなるかと思ふのでございますが、どうでございましょうか。

○政府委員(安達健二君) この二十条の二項は、

教科書に著作物を利用すると、ある人の文学作品を教科書の中に挿入すると、あるいはある人のつくった音楽を音楽の教科書に入れると、まあこういう場合のことを言っておるわけでございまして、この場合におきましても、原則といたしましては、第二十条の第一項に従って著作者が同一性を保持する権利でございまして、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変は受けない。もし無断でやつた場合には、先ほど申し上げましたような罰則、あるいは侵害するおそれのある場合の物権的な請求権というものがまあ認められるわけでございます。で、この第二項の第一号の場合には、そういう原則を踏まえまして上でお教科書に著作物を利用する場合におきまして、そのままたるうかという考え方でこのような特例を設けておるのでございます。

載せる場合もよりよい、それから著作者の同意を得て内容を変える場合はこれはよい、しかしながらそこまですらない軽微なものについては、これはこの教科書の編集者などの判断でできるところを若干は残してもいいのではないかとこの前の第二十条第二項の意味でございまして、これはこの前の委員会でも具体例を申し上げましたけれども、たとえば「弟のたかしを自転車に乗せて連れて行った」、この場合に自転車に乗せる相乗りというところが問題になるわけでございまして、相乗りであるからほんとうはこのとき文章の意味がわかるというようなこともないわけではございませんけれども、小学校のような段階になりますと、むしろ子供はその自転車に相乗することだといふように教科書に書いてあるかと思ひがちでございます。したがって、これはこう書いてあるけれども、ほんとうはいけないのだということを先生が説明してもなかなか子供はわかりにくいわけでございまして、したがって、そういうようなまあ小学校の発達段階等からいたしまして、やはり相乗りは教科書にも書いてないほうが望ましいということが言えるわけでございますので、「弟のたかしを一緒にお店まで連れて行った」というように直す程度のこと、は、用字用語の変更に進ずるようなことではない

だるうかという考え方でこのような特例を設けておるのでございます。

○大松博文君 よくそれでわかるのですが、そうして「通知する」ということになっておりますね、ただ通知だけすればいい。これはこの前鈴木委員も言っておりましたが、これは通知するだけでいいようにとそれがちだからして、了承を得るというふうな何か文句に私修正したらいいんじゃないかなるかと思つていまお聞きしたわけですね。これはただ通知すればそれでいいのだというふうなとられ方をしがちだと思ふ。まあ人格権を認めておるのだからして、そういうところをもうちょっと尊重しちやどうだろうかというのが私の意見なんです。

○政府委員(安達健二君) 人格権を尊重することは非常に大事なことでございまして。したがって、人の著作物を教科書に利用する場合には通知をしておくと、あなたのものを使いますよと。そしてそのままであればよし、それがあつた程度の改変を加えるならば、もちろんその通知とは別に著作者の同意を得て直さなければならぬ。しかし、その用字用語の改変とか、それに近い準ずるような非常に軽微なものについては、これはまあ著作者の同意を得て、教科書の編集者の判断でやること、まあこういうふうにするわけでございまして。もし通知があつて、著作者の人格権を侵害するといふような事態が生ずれば著作者は直ちにその著作人格権に基づくところの侵害の予防停止の措置を講ずることができわけでございまして。したがって、この教科書に載せる場合においても人格権というものを尊重するために、特に同じ、そのままたるうかという通知をするというふうな形でこの保護をはかるうといたしておるのでございます。

○大松博文君 この人格的利益の保護について、この著作権と同様に実演家にも同様のことを考えなければいけないと思ひますが、この法案に規定がない理由と、また当然そうされるべきだと私自身考えますが、これについてのお考えをお聞か

せ願いたいと思います。

○政府委員(安達健二君) 実演家の人格的利益の保護をはかるという必要があることにつきまして、は、全くお示しのとおりだと思つてございまして、ただ、その実演家の人格的利益の保護をはかるという場合にどういう方法があるかと申しますと、一つは民法の不法行為による保護ということがあるわけでございまして、ある実演家のたとえばレコードを、実演が入ったレコードを非常に早く回す、あるいは非常に早く回すというふうになると、その実演が変な歌だなどというふうになるわけでございまして、その場合には直接実演家というものの名誉が毀損されるというように、民法の不法行為によつて保護が十分はかられるというふうなことも考えるわけでございまして、それと並んで、あるいはそれ以上に著作権法において実演家の人格的利益の保護を規定する必要があるかどうかということにつきましては、現段階においては、なおそこまでの必要は認められないということでございますが、将来非常にビデオカセットとかというものが普及してまいりまして、あるいはそういうものが出てくるかもしれません、あるいはもう少し実演の利用の実態ということと十分勘案いたしまして、今後の検討課題にすべきところではないかということで、この法案におきましては、民法による保護をもつて現段階においては足りるのではないかと、それ以上必要かどうかにつきましては、今後の実演の利用の実態を見きわめた上でさらに検討をいたしたい、かように考えているところでございます。

○大松博文君 このいわゆる隣接権者に対して人格権を認めておられない。そうすると、著作物に対して創造的なものが加わつてこそ初めて著作物も生きて、そしてまた著作物もその実演家によつて死に私はすると思ひます。そうするとたとえは幾らいい作曲、作詞をしたところで、悪いピアノストにひかれては、その作曲、作詞は私は生きてこないというのと同様で、こういう実演家になつて人間としての固有権利があるように、人格

権というものを私は認めるべきであると思ひ、またあるものと私思ひます。こういう点において今後創設すべきものであり、この際だつて私入れていくべきものじゃないか。ちよつといまの御説明によりますと、隣接権者というものはワシチャンスを与えるものだけだ、また与えられべきものだけというふうな受け取り方を私しましたが、これは以後契約的になるからということか、もわかりませんが、しかし、こういうものだった、第一条の目的のところ「隣接する権利を定め」として保護すると、これだけうたつておられることから考えますと、十分こちらも同等に扱つていいものであり、それだけの資格家に評価すべきものだと思います。いかがでしょう。

○政府委員(安達健二君) 実演家の人格的利益もまた保護すべきであるということにはもちろん私も同意でございますけれども、ただ、保護が民法のいわゆる不法行為に対する保護とは別に、さらにまた実演家の人格利益の保護のための特別な規定を置かなければならぬか、どうか、この辺については、そういう民法に保護がなければこれは問題でございますけれども、そういう保護が一応ある以上はそれで足りるのではないかということとでございますが、これがさらに足りないかというふうな事態が将来出てまいりますれば、これはやはり考えなければならぬのでございまして、これは、現在のところはこの民法による保護で足りるのではないかと。また著作権制度審議会でもこの問題は十分審議をされたわけでございまして、けれども、まずはこの民法による保護でいいのではないかと、こういうことになつたわけでございまして、今後の課題としては、実演の利用の実態等を勘案して、特別な民法による保護以上に必要となる事態が出てくるようならば、これに応じ適切な規定を置かなければならない、こういうこととでございます。

○大松博文君 今度の第百一条に「著作隣接権の存続期間は、次の各号に掲げる時に始まり、当該各号の行為が行なわれた日の属する年の翌年から起算して二十年を経過した時をもって満了する」となつております。そして、「レコードに關しては、その音を最初に固定した時」として、二十年というこの期間についてどういふ算定法によつてきめたか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(安達健二君) この著作隣接権という権利の形で保護をするということは、今回の法案によつて初めて生まれたものでございまして、この新しい著作隣接権の保護期間というものをどう定めるかということにつきましては、いろいろの検討をいたしました。この隣接権につきましては、一九六一年、昭和三十六年に制定された実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約、いわゆる隣接権条約というものができ

ておるのでございまして、これは実演とレコードとそれから実演家とレコード製作者と放送事業者を、実演というものの利用形態等を勘案いたしまして、その三者の間を適切な関係を持ちながらこれを保護するためにはどうしたらいいかということについての国際的なメド、基準をつくつたものでございまして、その意味におきまして、この条約はパイロット条約であるということが言われておるわけでございまして、今後これらのものを保護する場合には、この条約を一応基準とすれば、まずは誤りのないその保護の体制がしかれる、そういうことになるわけでございまして、したがつて、日本で著作隣接権という制度を創設するにつきますと、やはりこの条約を参考にすること、これが一番安全な道であるということからいたしますと、その隣接権条約の第十四条に、「この条約が与える保護期間は、次に掲げる年の翌年から起算して二十年より短かくてはならない」ということで、二十年というものが一応最低期間の保障として定められているわけでございまして、新しく著作隣接権の保護の制度を出発する場合には、やはりこの国際基準として定められた二十年から出発するのが最も妥当ではないかということから出たのでございまして、

○大松博文君 これほど隣接権にしましても保護

を与えて、そして今後大いに活躍してもらつてという意味において、これは第一に目的に入れたおるにもかかわらず、この隣接権だけを、ほかの著作物なんか五十年、映画にしたらつて写真にしたらつて五十年、にもかかわらずこれだけを三十年から二十年にする。そしてその原因は何かと申しますと、この昭和三十六年につくつた隣接権条約の十四条だと、こうおっしゃるのです。しかし、これはそうすると、そのときの二十条に、「この条約がいずれかの締約国について効力を生ずる日の前に当該締約国で獲得された権利をなら害するものではない」、二項として「締約国は、この条約が当該締約国で効力を生ずる日の前に施行された実演若しくは放送又はその日の前に制定されたレコードに關しては、この条約の規定を適用する義務を負わない」というこの二十条がござい

ます。これから申しますと、いまさつきおっしゃられました昭和三十六年の隣接権条約、これは加入国も現在締約国が十カ国だと思ひます。そしてこの十カ国だけが締約国であつて、そしてほかの国はいまのところは締約国じゃない。そして日本が今後こういうものを参考にしまして、いま最低限としてやられようとしておりますが、ほかの国だつてこの隣接権というものは人格権も認めていこうという傾向にあるのじゃないか、日本でも現在この隣接権というものをものと大切に、人格権も認めていかなければいけないというふうな声があつたらちねに上がつていようような気がいたしますが、この点に關してどういふお考えをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) この隣接権条約の第二十条のいま御指摘の第一項は、この条約に入つたことによつて、その前に生じた当該締約国で獲得された権利を何ら害するものではないということ、これはそれぞれ締約国關係の問題をいつておるので、直接いまの問題とはかわりはないものと思ひます。それから第二項は、実はこれは隣接権と著作権と若干といひますが、根本的に考え方の違つたと

るでございませう。この隣接権は第二十条二項で、「この条約が当該締約国で効力を生ずる日の前に行なわれた実演若しくは放送又はその日の前に固定されたレコードに關しては、この条約の規定を適用する義務を負わない。」という事は、隣接権制度をつくった場合に適用しては適用されない、こういう考え方の方でございませう。これに對しまして著作権になりますると、ベルヌ条約の第十八条によりますると、「この条約は、その効力發生の時に本國において保護期間の満了によりすてに公有となつた著作物以外のすべての著作物に適用される。」公有になつて保護期間を終つてゐるものには適用されないけれども、なお保護期間が進行してゐるものについては著作権を、この条約に入つた場合にはそれについて適用されるという、いわゆる遡及の原則が定められておるところでございませう。したがいまして、著作権と隣接権とはその点が違ふというやうな、國際的にそういう考へ方があるという事を二十条は言つておるわけでございます。この法案の百一条でこの二十年をきめたことと矛盾するものではないものと考える次第でございませう。

○大松博文君 三十年を二十年に引き下げた、これが妥協じやなからうかという事でございませうが、私はこれは三十年なれば三十年に、ほかのものを五十年にしたんだからして、何も下げずに三十年をそのままにしておいても、ほかの國でもこれから三十年いや全部五十年に持つていくという事になつていく可能性も私あると思ひます。だからして、まあ二十年を下らないということだからして、これが最低限だから、最低限にしておけば無難だということじやなくして、現在三十年なれば三十年にして、そのままおいておいていいのじやなからうかという気がするのでございませうが、どうでございませうか。

○政府委員(安達健二君) お示しのこととは、現在著作権法によりまして、いわゆる演奏、歌唱というものは著作物として保護するという形になつてゐるわけでございます。この演奏歌唱と今度の実

演とはだいぶ違ふわけでございます。もちろんこの実演の中には演奏歌唱も含んでおるわけでございます。具体的に申しますと、実演家には俳優、舞踊家というやうなものが演奏家、歌手のほかに加つておるといふことが一つあるわけでございます。

それから、いわゆる演奏歌唱というものを著作権で保護する意味が一体どういふことであるかという事につきまして、いろいろ學說その他もあるわけでございます。それにつきましても、この現行の法の二十二条ノ六によつて、レコードに写調する権利というやうなものが實質的なものではないかというやうにいわれておるのでございませう。それが今度の法案に關する権利というものは、そのほかたたとえば放送権、有線放送権、あるいはこのレコードの二次使用料の請求権というやうに、いわゆる実演家の権利として保護するところの実演家自体の範囲も非常に拡大しておるし、たまた権利の内容も拡大しておるという事でございませう。従来のもとの比較だけでは、この保護期間の問題を三十年を二十年に削つたんだと、そういうものではない、従来とは全く新しいものとしてつくられておるといふことを御了承いただきたいのでございませう。また放送事業者の権利というものは従来全然認められておらなかつたのでございませう。それを新しく隣接権として認めるというやうな事になつておるのでございませう。前とは非常に事情が、前提が異なつておるといふ事でございまして、言うならば、新しく著作権隣接権の制度を設けたという事とでありまして、その中に従来演奏歌唱、レコードの製作者の権利というものがあつた部分が入つてきておるけれども、事柄はそれのものを乗りかえたものではなくて、新しい権利を設定した、その中に前のものが乗り移つてきておるものもあると、こういう事でございませう。三十年を二十年に削るというやうな、そういう趣旨のものではないという事を御了承願ひたいのでございませう。

それから隣接権の保護期間につきましては、死後五十年とか、実演家の場合にそういうやうなふうな規定のしかたをしておる國はございませう。やはり実演の行なわれたときから起算をして、そして二十年なり二十五年なりというやうな形の規定をいたしておりますので、そこは著作権保護の期間とは根本的にたてまえが違つておるといふことからひとつ御判断をいただきたいと思ふ次第でございませう。

○大松博文君 そうしますと、この附則第十五条でございませうか、このレコードですと、いままでは保護期間が三十年だと、そうすると今度は二十年になりますと、その間いまだで二十九年であつたものならば、そこで二十年でばんと切られてしまふ。二十三年であつたものならば二十年になりますから、三年間ばんと切られて、あと二十年という事になつてきましますと、いままでのレコード製作者とかはいろいろ企業的な安定を失つてしまふという事になる。そういうものを何か保護してやると、こういうことはこの中につけられないものでしょうか。これを見ますと、「その期間が同日から二十年の期間より長いときは、同日から二十年間」とする。と、これでばつと切つてしまひます。そうしますと、いままで三十年であつた方は、三十年あるものだと思つてその権利を持続してきたにもかかわらず、そこから切られた場合に、この人のいわゆる人間としての人格権というか、そういうものをものと尊重し認めてあげたいという気がするので。

○政府委員(安達健二君) それは附則の第二条の第四項と、それから第十五条とをあわせごらんいただきたいわけでございます。附則の第二条四項にございませう。三項からいたしますと、原則といたしましては、この法律の施行前に行なわれた実演、レコード、放送については適用しないという事をたてまゑとしつゝ、四項でもつて、旧法によるところの著作権があるものについては、新法のはうに移ることを認めると、こういう規定を条約の規定にも言つておるわけ、こ

さかのぼらせる、遡及効を認めるという前提の上で、今度は第十五条の第二項が出てくるわけでございます。十五條の第二項を見ていただきますと、「前項に規定する実演又はレコードに係る著作隣接権の存続期間は、新法百一条の規定にかかわらず、いまの保護期間の規定にかかわらず、この法律の施行の日において残存する期間」とする。というのがたてまゑでございまして、従来のもとの残存期間は原則として認めていく。ただし、二十年間だけは、その従来期間を保証するという事で、二十年後においては新しい保護期間にそろえていくというやうな配慮をしてゐるわけでございます。不当にこれらの旧来の権利者の保護に欠けるという事はないものと考える次第でございませう。

○大松博文君 附則第十四条、レコードによる音楽の演奏権というのがございませうが、この本条の政令において定めるとする事業としては、具体的にはどのようなものを予定しておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) この附則第十四条の規定は、ただいまお話がございませう。この本条の実演家の権利はございませう。ここは著作物の演奏のことでございませう。著作権にかかわる問題でございませう。具体的に申しますと、作詞作曲家の著作権の権利の及ぶ範囲の問題でございまして、しかもレコード等を用いておるところの演奏、レコードによつて音楽を演奏する場合について、この法律では原則として放送、有線放送、公の演奏のすべてに権利を認めるというたてまゑをとつておるわけでございますが、わが國の現状からいたしまして、「営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行なわれるものを除き、」従来そのままであるという事でございませう。権利が及ぶのは放送と有線放送と政令で指定されるもののみ限られる。そのほかのものは従来のおり自由である、

います。売った製品からさらにそれを使うために金を取るという理由はたして出るであらうかという問題が生ずるのでございます。売ってあるならば、その中にもう製作者の利益というものはすでに含まれておるのではないかと議論もあり得るところでございます。しかしながら、これについてはこういう見解がございまして、レコード製作者の売っておるの、言うならば家庭用に売っておるから、それを使って営業用に使ってもらうならば、そのもうけたものについてやはり元の売り主もまた何ほどの利益に均てんすべきだ。こういう考え方にいわば立つておるところでございます。したがって、これは著作者の場合とは非常に考え方が違ってくるわけでございます。そこで、ジュークボックスまで及ぼす、どこまで及ぼすかというところにつきまして、まず第一段は放送である。放送は非常にレコードを使ひまして、なまであれは相当金がかかることをレコードによつて非常に安くやっておるということがあつたら、その利害の均衡上からして、そこに放送というものの対して権利を認めることはいいだらう。あるいはさらに音楽の有線放送ということの場合になりますと、まあそれはいいではないか。そこまではいいが、しかし最初の出發であるから、これをどこまで及ぼすかというところは非常に議論のあるところである。初めて認める権利であるから、その範囲は、初めて認めるかどうかは問題だけれども、まずは認めよう。認める場合には、一番そのレコードによつて利益を受けるところまでにとどめておくべきではないか。こういうことで、一応この答申におきまして、法案におきまして、放送と有線放送、そのところまでにして、おこうということになつたのでございまして、そこそこはなおこれを及ぼしてはいけないけれども、先ほど申しましたレコード製作者の権利、メーカーとしての権利というものはどこまでにとどめるかどうかについては非常に慎重でなければならぬ。最初の権利であるから放送と有線放送

にとどめておくべきである。こういう考え方に立つておるわけでございまして、この範囲は、将来のレコードの使用の実態等においてなお検討の余地はあるかと思ひますが、この著作隣接権を新たに設けて、しかも二次使用権を、従来なかった権利を認めるということであれば、その範囲はおのずからモデルートなところから出發をすることが最も妥当である。こういうことで放送、有線放送に限つたと、こういうことでございまして。

○大松博文君 今度は紛争処理、第五百五条で「この法律に規定する権利に関する紛争につきあつせんによりその解決を図るため、文化庁に著作権紛争解決あつせん委員を置く」ということになつておりますが、これはこの法案の目的である双方の主張の争点を確かめ、また実情に即した事件の解決にあるとも解釈されますが、この目的達成のためには、現行の司法機関に属する民事調停制度があり、これで十分私目的を達せられるのじやなからうかと思ふのですが、この紛争のあつせん制度というものをつくられた趣旨をひとつ御説明願ひたいと思ふのです。

○政府委員(安達健二君) 著作権に関する紛争と申しますか、争ひと申しますか、これは非常に専門的なものでございまして、したがひまして、そういう問題についてはなかなか解決が権利者等で簡単に片づかないという問題があるということが一つ。それから訴訟をするということになりますと、これは非常に金とまた時間を要するということがあるわけでございまして、この著作権に関する紛争を合理的に、しかも容易に解決する方法はないかと、こういうようなことが出發点でございまして。そこで、ただいまお示しの民事調停によるということもより可能ではございまして。しかしながら、民事調停の段階になりますと、民事調停の分野におきましてやるといふことになる、やはり著作権の専門家を得るとかいうようなことで非常に困難がございまして、民事調停による著作権の紛争を解決するというようなことはあまり行なわれていないのでございます。それはまあ結

局行なわれていないということは、またその制度が十分そういうものに適合していないからいがあるというところではないだろうか。そこで、今度著作権制度を整備しました機会に、著作権者の権利を擁護するとか、あるいは著作物の利用を円滑にするように、権利者、使用者が合理的な解決を簡易にやるといふようなためには、こういうあつせんの制度を設けたらどうか、こういうような考え方に立ちまして、この紛争処理、著作権紛争解決あつせん委員の制度を設けた次第でございまして。

○大松博文君 いまあまり民事調停というこの制度は活用されていないと言われましたが、著作権法というものがこれは無体財産であるということから、世間でもあまり関心もないというところにも私はあつたのじやないかと思ひますが、こういう法案をつくつて、そうしてこれが法律となつていきます場合に、皆によく知つてもらうということにおきまして、裁判で法律の適正な解釈と運用がなされ、そうして数多くの判例が次から次へと出ていくことによって、社会一般人もなるほどこういうものがあつてこうなるのかということにも私はなつていくのではなからうか。一つは話し合いだけでということになりますと、とかく法を無視するような形になつて、はらでああそうか、それじやまああそうか、そうだとはいふようなことになつて、これではあまりにもいふやうな本人的な解決方法になつてしまふのではなからうかという懸念を抱くわけなんではございまして。それとも一つ、民事調停法というのがあるからこういう法案の制度というものををつくることにしますと、国民は両方あるならば、一体どちらにどうしたらいだらうという迷ひを生ずることにもつながつてくるのではなからうか、こういう気もするわけでございまして。

それとも一つ、百九条の二項でございしますが、「委員は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができ」と、こういうことがうたわれておるわけですね。「この事件が解決される見込みがないと認めるときは、」ということになりますと、打ち切つてしまふはそれじや今度は民事調停法のほうに持つていくのかということにもなるし、また、こういうことをうたつておきますと、どの事件でも解決しないのだから、いいのだというようにとられる可能性も私はあると思ふ。そういうとられ方をするならば、この調停制度というものは要らないのではなからうかという気がするのでございまして、どうでございましてか。

○政府委員(安達健二君) この著作権紛争解決あつせん委員は、文化庁長官が事件ごとに三人以内の著作権または著作隣接権に関する学識経験のある方を委嘱して行なうわけでございまして。したがひまして、お示しのうちに、なあなあであまり合理的でない解決がはかられるということではなくて、なあなあではなくて、むしろ逆に法律的な正しい考え方に立ちつつ実情に即した解決をしようということがねらいであることを御了承いただきたいと思ひます。

それから民事調停との関連でございしますが、これはあつせんという制度でございまして、調停のうちに強制力を持たせようというわけにはないわけでございますから、したがつて、あつせんの見込みがないときにはやむを得ずあつせんを打ち切る。そうして、もうその段階ではあるいは民事調停なり訴訟に持つていくべきだということになる。そのほどこでございまして、このあつせんというものはどほどのところではないか、こういう考え方に立つておるわけでございまして。したがひまして、人によつて紛争あつせんのはうが簡単でいいと思はれる方もあるでしやうし、それじやなかなか解決できないから民事調停がいいという方もあるでしやうし、あるいは訴訟にまで持つていかなければならないという方もあるでしやうから、それぞれによつての実態に応じてこれは紛争当事者の考え方に待つというふうなことで、いろいろな方法を設けて合理的な解決をはかるということ、この著作権法によるところの権利者の保護

と、そして文化的所産の公正な利用、そして文化の発展に寄与する、こういう目的に沿ひ得るのではないかと、こういうような考え方でこのような制度がつくられておるわけでございます。

○大松博文君 そうすると、たとえばこの法案が法律になりました、あつせん委員を置くのであるが、これに解決を頼みに持つていかなくともいい、民事調停に持つていってもいいということになるわけですね。どちらでもいいわけなんですか。

○政府委員(安達健二君) ええ。

○大松博文君 どちらでもいいということになれば、あまりこれは重みがなくなつて、まあそれでいいんじゃないだろうかということになるんじゃないですか。

○政府委員(安達健二君) 両者とも認められるわけでございます。その紛争当事者があつせん委員による解決が簡易で合理的でよろしいということになれば、こちらのあつせん委員の制度に依頼されましようし、そうではなくて民事調停のほうがいいと思われ方もありましようし、それぞれの紛争当事者の意思に従つてそれぞれの解決のいろいろな方法を設けておくということがいいのではないかと。相互矛盾して、あつせん委員の申し立てをしなかり、調停ができないとか、裁判ができないということになれば困るわけでございますが、それぞれが道が開かれておるといふことであれば、それが一番いいのではないだろうか、こういうことでございます。

○大松博文君 この第二条の1項に著作物の意義として、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」となつていますが、近ごろ情報媒体の発展に伴ひまして、コンピュータでこの創作がいろいろなされておると思ひますが、このコンピュータというものは感情というものは入らない、感情というものを創作的に表現したものでもないと思ひますが、私最近このコンピュータが作曲を、そしてまた文章をつくる

ということも現にもうやつてゐるのに聞きます。そういうことになつてまいりますと、翻訳ということに關しては、まあ音韻だけならばもう現在やつておるのです。そのうちに翻訳までやるような時代になつてきますからして、こういうものにつつましてもプログラムとか、またこういう文章とか、音楽とかいろいろなもの著作権というものが生じてくるんじゃないだろうか。そういう点について明らかに持ち主がだれだ、依頼した人がだれだと、そういう人に、それともコンピュータにこの点をばつきりしておかなければ今後紛争のもとになつてくるような気がいたします。これは今後の課題だらうと思ひます。こういう点で当局はどういうふうにお考えになり、またどういふように処置されようとお考へのか。この法案の中には一応そういうものがいまのところ見当たらないような気がするわけでございます。

○政府委員(安達健二君) まず第一点は、著作物として「思想又は感情を」ということで、「又は」といつたりしておりますから、思想だけでもよろしいし、また感情だけでもよろしいということでございます。それからコンピュータに關しては、まあ著作権の領域ではソフトウェアが問題になるわけでございますけれども、そのプログラムが著作物と認められるものであれば、そのプログラム自体を複製して持つていく、それを使ってまたほかの機械でやるということになれば、盗んでいつてやるということになれば、その複製に当然著作物としての保護が及ぶということにはなるわけでございますけれども、コンピュータの問題はそういうことではむしろないわけでございます。コンピュータに關連する著作権の問題といたしましては、プログラムの内容を保護しなければならぬということになるわけでございます。またコンピュータに他の著作物を利用する

というふうなことがございまして、あるいはコンピュータによつて新しい著作物ができてくるというふうなこともあるわけでございます。そういう場合に一体どういふふうな、だれが著作者で

あつて、その著作権をどう保護するかというふうなことは非常にむずかしい問題でございます。こういう問題については国際的にもまだ固まつた考え方ができていないのでございまして、これはしかし、大事な問題だということ、ユネスコとそれからベルヌ条約のベルヌ同盟の事務局でもつてこの問題を検討しようということになつておりまして、まず事務局で資料をつくるということになつておりますが、まだ事務局では資料自体がでないという状況になつておるところでございます。資料が出ましたならば、おそらく国際会議が開かれると思ひますので、そういうところで問題点、解決方法などもだんだん出てくるだらうと思ひわけでございます。しかもこのコンピュータになりまして、そのハードウェアとの関連もやはり当然考えなければならぬわけでございます。あるいはプログラムの保護自体が逆にまた工業所有権の保護の問題でもあるというふうなこともございまして、この法案でそういうことまで解決することは不可能でございますので、こういう問題は、ぜひひとつ将来の問題として国際的な動向を見きわめながら、適切な保護の方策を考えていかなければならぬ重要な問題であるところでございます。

○委員長(橋正俊君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後零時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十分開会

○委員長(橋正俊君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

かしながら、この現行法の著作権法は七十年來のものでございまして、いわば前世紀の遺物であると、このようにもいわれているわけでありまう。びほう的には何回も改正はされてきたのでありますけれども、この進展する社会において、開發途上國であるとかあるいは新興諸國にも劣るような内容であるということでは今回は全面改正をはかられたわけでございますし、この改正法案がなるべく早く施行されるようにという要望も非常に強いのでございまして、それに関連しまして、この法案には政令も非常に多いし、あるいは現在著作権というものがいわゆる無体財産権であるといふことで、わが國の著作権意識も非常に低いと言わざるを得ません。訴訟を起すこともすくすく示談になつたり、あるいはここに審議会長の中川氏のことはにもありますけれども、「何といつてもわが國の著作権意識はまだ極めて低いといわねばなるまい」、少し読み上げますと、「試みに地方へ講演に行つてみました。『今日拝聴できなかった者のために、御講演を録音させて頂かし下さい』などと、五度に三度は頼まれる。あるときは、いかにも向うに當然の権利があるかのやうに、またあるときは、講演者を喜ばせるためのお世辭の氣味を含めて、いわれるのである。そんなとき私はよく、『著作権制度審議会の会長としては、そうした録音をお断りしなければならぬ筋合いのものだと思ひますが、今日は特別に中川個人として承知することにいたしました。』と諸君と皮肉をまじえて答へるのである。」というやうなことをおっしゃつてゐるわけでございます。講演のみを考へましても、非公開の講演をテープにとつて、講演者の了解を得ないで公開をしたり、そういうことが平氣で行なわれる。あるいはその他の著作権においても同じやうなことが言えるのじゃないかと思ひます。

○多田省吾君 午前中に大松先生から御質問があつたやうでございまして、この著作権法案は高度の文化的な法であり、また文化のパラメーターともいわれている大事な法であると思ひます。し

問題、あるいはこういった著作権意識を高揚する問題についてどのような考えを持っていらっしゃるか、また今後もしろいろな社会の進展に伴って改正しなければならぬようなことも起こるに違いありませんけれども、それに対してどのような態度で臨もうとしておられるか、まずその基本的な態度についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(坂田道太君) 今回の著作權法の改正

というものは明治以来の抜本的な改正でございます。そして、またいまお示しになりましたように、なかなかこの著作権の内容というものの、あるいはその権利というものについて、関係者は幾分承知はいたしておると思いますけれども、一般にはきわめて十分了解をしていない、理解をしていない面があるかと思ひます。したがひまして、この法律が通り、そして施行されるというようなときには、もちろんわれわれといたしましては、その運用について十分この法案の趣旨、精神を体しまして、その実をあげたいというふうに考えます。と同時に、またこの法律の趣旨等を広く浸透するように、広報活動を通じ、いろいろのやり方でもって周知徹底させなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○多田省吾君　これは安達次長でけっこうでございますが、著作権とは何かということでございますが、まあ学問的には、著作権とは著作人人格権と著作の財産権の併存を説く見解という二元説とか、またその二つの権利を持ったところの一元の権利である、基本権であるというこういうような一元説というような学説もありますし、まあそのほかこの法案を見ますと、十八条から十九条、二十条の一項に規定する権利を著作人人格権として、二十一条から二十八条に規定する権利を著作権と云う。このような規定もあります。この場合の著作権というのとは、著作の財産権といわれるようなものであるとも思います。最初にこの著作権というのはどういうものであるか、そういった定義を簡単にけっこうですからおっしゃっていただきたい。

○政府委員(安達健二君) 著作権は、まず著作物に関する著作者の権利であるということになるわけでございますが、著作者は、法案の第二条で定義いたしますように、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」、この著作物について、著作物を創作した著作物が持つ権利であると、ま

あこいうことになるわけでございます。この法案では、著作者の権利を著作者人格権と、それからいまいお示しのように、経済的利用権としての著作権というように二つのものを総称しておるわけでございまして、著作者は著作に伴つてこの人格権と財産権としての著作権を共有すると、こういうこととございます。日本におきましては、従来からただいまお話のございました著作者の権利、この人格権と財産権としての著作権というものにつきましては、従来からいわゆる二元説的な考え方によつて運用されておるわけでございます。著作者の権利でございすけれども、著作者人格権というものは一身に専属するものであつて、譲渡することのできないものである。これに対して著作権というのは財産権であつて、これは他人に全部または一部を譲渡することのできるものである。

こういう考え方に立つておるわけでございまして、また、運用上からもそういうように処理するのが適切であるということでございます。したが、いまして、著作人格権と著作権とは、両方が著作者の権利である、こういうように考えられるのでございます。したが、いまして、この法案におきましても、従来と同じいわけの二元説に立つておるところでございます。ただ、法案の名称を著作者等の権利というようにいたしますとわかりにくいので、著作者の権利等は隣接権等も入っておりますので、総称しまして、簡易にわかりやすく著作権法と言っておるわけでございますけれども、厳格に申しますと、著作者の権利と隣接権者の権利と、そういうものに関する法律ということになるわけでございます。

○多田省吾君　次に、国際条約関係について若干

お尋ねいたしますけれども、ベルヌ条約と万国著作権条約と、この二つに日本は入っておるわけでございますが、残念ながらまだ一九四八年のブラッセル改正条約等においては入ってない。この入っていない理由として、レコードの二次使用の問題で若干特例を設けておるので入ってないんだと、こういう御答弁もあったわけでございます。

で、審議会の答申等においては、このブラッセル改正条約に入れないというような答申ではおそろくないと思いますけれども、今後それをどうなさるおつもりなのか。いまのままで何とかなろうと思われているのか、あるいは但し書きをとって改正して入ろうというようなお気持ちなのか、あるいはやむを得ないというお気持ちなのか、その辺のところはどう思っておられますか。

○政府委員(安達健二君) 日本が入っておりますベルヌ条約はおよそ二十年ごとぐらゐに改正をされておりました、現在が一番新しいのは、一九六七年、昭和四十二年のストックホルム改正条約でございますが、その前の一九四八年、ただいまお示しのブラッセル改正条約というものに相当数の國が現に加盟しておるといふことでございまして、政府といたしましては、やはりこのブラッセルの改正条約にも加入したいと、加入することが望ましいという基本的態度をとっておるのでございます。ただ、これに入るためには、ベルヌ条約のブラッセル改正条約の要求するところを満たしたものでないと、満たした国内体制がないと入りたいたいといふことがあるわけでございまして、いわゆる死後五十年の保護といふことは実現されませんでしたし、また録音物によるところの音楽の演奏権等も一般的に認められておるわけでございまして、内容的に申しますれば、これはこのベルヌ条約の定める國際的基準は實質的には満たしておるわけでございますけれども、わが國の事情からいたしまして、附則十四条というものを設けるといふことが必要であるといふことになりましますと、ブラッセル改正条約に加入することは困難であると。困難であるといふところは、多少

解説をいたしますと、このブラッセル改正条約に入りました場合に、外国の著作権者が条約上の権利として、たとえば著作権の暫定的に認められていないところの一般喫茶店等に対して権利を主張するというようなことがございますと、条約のほうがその場合には優先をいたしますので、外国の権利者にはその一般喫茶店にも権利は及ぶけれ

ども、国内の権利者には及ばないというような矛盾を生ずるおそれがあるわけでございます。ところが、日本がやっておりますこの制度は、原則的に言いますと、非常に国際的水準にほとんど近いわけでございます、したがって、外国の権利者等が、まあこの程度にやってくれば、もう日本としては十分国際的水準にこたえたものであるからといって、そういう権利行使しないというような見通しはつきりすれば、必ずしも入って入れないことはないだろうというようなところがあるわけでございますけれども、現在のところはもう少し世界の国々の状況等も考えなければなりませんし、音楽の権利者団体というようなものの統合がどうあるかということ等も勘案しながら考えていかなければならない。その意味におきまして、一つは、いまお示しのような附則十四条の問題でございまして、これはやはり国内における著作権意識というもののとの関連において考えなければならぬということでございますから、そういうものについての著作権意識を十分徹底するということが第一段でございます。それから第二段としましては、外国等に対して日本の実情を十分知ってもらうというようなことについて日本に対する信頼性を持つってもらうというような両方のことがございます、このブラッセル改正条約にあるいはこのままでも入れるということもあるだろうし、あるいは十四条というものがあつた程度要らなくなるという段階もくるだろう、そういう内外の状況を見ながら、あるいは努力を重ねながらそういう状況に持っていくようにしたいと、かように考えておるわけでありま

ぶような状況になっていないわけでございますが、実際に、これはまあ将来の問題でございますが、実際に条約関係になりませんと、お互いにソ連の著作物は日本では保護しない、日本のものはソ連では保護しない、こういう関係でございますして、やはり文明国でございますから、相互に著作物を保護する関係が望ましいということはお示しのとおりだと思います。

○多田省吾君　次に、この法律の目的、第一条について御質問いたします。これは衆議院において

も何回もやられておりますけれども、大事な問題でございますので、簡明に大臣または長官にお答えをいただきたいと思ひますが、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」という文言が入っているために、どうも著作権の保護よりも利用者保護に傾いているのではないかと、いろいろな非難があるわけでございます。いままで特許法とか実用新案法とか、あるいは意匠法とか、こういったいわゆる無体財産権という法律を見ましても、従来もたとえば特許法でも、「発明の保護及び利用を図ることを目的とする」といって産業の発達に寄与することを目的とする。というふうな、産業発達というふうな全体的な目的のために奉仕する手段だというふうにとられるような目的にしているわけでございます。また、いままでの現行法が、目的そのものは書いてありませんけれども、どうもいままでの現行法の成立の条件等を考えますと、まだまだ、たとえば学芸美術の発展をはかり、よい著作物が世にあらわれることを奨励するといふようなことが言われておるわけですね。で今回は、やはりこれだけの相当な改正案でありますし、こういったいわゆる基本権というものは、特に現行の憲法とか、あるいは近代社会のもとにおいては、個人権的な意味に着眼すべきである、あるいは私権や財産権性を強調すべきである、このように言われている段階でございますので、第一義的に、前面にこの著作権の保護というのを打ち出すためには、これらの文化的所産の公正な利用に留意するといふような利用者保護に傾いた文言が入っていることはどうも望ましくない、こういった非難が強いわけでございます。この点なぜこういう文言が入ったのか、そうしてあくまでも著作権保護を第一義的に掲げるのだという趣意があるのかどうかですね、それをお答え願ひたい。

○国務大臣(坂田道太君) 著作権保護の目的は、著作者等の人格的及び経済的な利益を確保するといふことによりまして著作者等の労苦に報い、かつは著作物のより豊かになることを期待し、そう

して文化の発展に寄与するといふことでございすから、この法律の目的がいまお述べになりましたように、著作者等の権利の保護を第一義とするといふことは申すまでもないところでございまして、そういう精神でこの第一条というものが書かれて、その目的としたところと、また一方におきまして、でございすけれども、また一方におきましては、そのような権利を認めるその著作物そのものがやはり広く国民に利用をされて初めてその意義があるといふふうな考えられるわけでございます。そして、著作物の利用につきましてもやはりこれは考えていかなきゃならないと思うのでございす。この場合においても、しかし著作物の利用が公正に行なわれなかつたらぬといふことはまた当然なこととございまして、著作者の利益を守る上において十分考慮をすべきところだと考えるわけでございます。で、このことを明らかにするためには、「公正な利用に留意しつつ」、著作者等の権利の保護を図り、ということにいたしましたわけでございます。

なお、この「公正な利用に留意しつつ」というこの文言は、著作物を使用する営利企業等の利益を考慮したからではございません。あくまでも一般国民の公正な著作物の利用あるいは享有といふものを考慮したことでございまして、このことはむしろ著作物といふものの権利を認めるその趣意そのものが、むしろこういふような公正な利用といふことにおいてその存立の意義があるんじゃないかといふことから、このようなことも第一条で目的に入れたわけでございます。

○多田省吾君 次に、応用美術の保護の問題でございますが、ブラッセル条約等においては、応用美術といふものを著作権の中に入れておられるわけでございますけれども、この案では美術工芸品ですか、それだけを入れておられるようでございますが、そのほかの染色図案等は入れていない。イギリス等の先進諸国においては、こういったものは全部入れておられるといふふうになっておりますけれども、なぜ応用美術を美術工芸品だけに限ったの

か、その辺を簡明にひとつお答え願ひます。

○政府委員(安達健二君) 第一の点はブラッセル改正条約、まあ一般的にベルヌ条約におきまして、ストックホルム改正条約におきましても応用美術は保護をするけれども、応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲、その保護の条件は同盟国の法令でそれぞれ定めるのである、こういうことでございまして、応用美術を保護するけれども、その範囲と保護のしかたはそれぞれの国の実情に応じた方法でしなさいと、こういうことになっておるのが第一点でございます。それで今度の法律におきましては、先ほどお示しのよう

に、美術工芸品というこれも一種の応用美術であるわけでございますが、一品制作のようなそういう応用美術、美術工芸品というふうなものは保護の対象にはつきり入れようと、こういうことになったのでございす。そのほかいわゆる応用美術にはお示しのような染色図案等、実用品の模様として利用されることを目的とするものがあるわけでございます。これにつきましては、実は現在日本の保護体系といたしまして、意匠法による保護といふものがあるわけでございます。意匠法による保護によりましますと、登録を要件といたしましてその保護期間は十五年といふふうになり、十五年といふふうになっておるのでございす。ところが、著作物が保護いたしますと、これは死後五十年といふようなことになるわけでございます。そして、それからまた意匠法と著作権法では保護の本身も違つてくるわけでございます。したがって、そういう染色図案のような応用美術を保護するためにはこれらの関係を明快にしなければならぬ点があるわけでございます。それぞれ別の国でいろいろやり方がありますし、たとえば両方で保護する方法もございすし、あるいは物によつて物品に適用されたならば、もっぱら意匠法による保護にゆだねるというふうな方法もございまして、これらにつきまして著作権制度審議会

でいろいろと審議がございまして、一応の調整案も出たわけでございますけれども、なお関係者の十分なる意見の一致と申しますか、大体的方向においての一致がでなかつたといふようなことで、これは今回はできなかった。それからなお応用美術の問題につきましては、国際的にもなお保護方策をどうするかという、より有効な保護の方法はどうかといふことの研究も行なわれておりますので、そういう方向等も勘案して、将来の課題として染色図案等の応用美術については検討をしていこう、こういうことになっておるところでございます。

○多田省吾君 次に、第二条の用語のほうで若干質問いたしますが、たとえばオペラ、オペレッタ、こういった場合は、第二条の用語の定義によりましますと、三の実演に入るように思ひますし、また十六の上演に入るように思ひますけれども、これは一体どうなるのか。たとえばオペラなんかは言語の著作物と音楽の著作物と一体化したものであるといふこともいわれておりますけれども、この権利の範囲を明らかにしてください。

○政府委員(安達健二君) オペラは主として音楽の著作物であります。同時にそこに演劇的な要素が加わつたものでございまして、あるいは演劇的な著作物といふような言い方をしておる場合もございす。ただし、これはオペラの台本なりそのものになった曲が著作物になるわけでございます。そのオペラに出た人は実演家といふことで保護される、こういうことになるわけでございます。

○多田省吾君 次にやはり第二条に關してでございますけれども、映画の著作権の帰属といふことも非常に問題になっておりますけれども、映画製作者は「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」とありますが、これはプロデューサーにあたるのかどうか。それから同時に二条の十二号の共同著作物の定義から見ますと、映画といふものは共同著作物になるのかという疑問が持ち上がります。もしなるとしたならば、今度は六十五条によつて監督云々は共有著作権を持つておる、こういうことにもなると思ひます。また「各共有者

は、他の共有者の同意を得なければ、「云々、この十九条の規定と矛盾しないか」という問題が起りますが、これはどうですか。

○政府委員(安達健二君) まずプロデューサーといふことばをお使いになりましたけれども、いわゆる製作者といっているのは、条約のメーカーといふことばを使っておるわけでございまして、著作物の衣へんのある製作とはメーカーとインジニアと責任を持っておるもの、こういうことで映画会社とか独立プロのプロダクションをいうわけでございまして。それに対してはおおしやいましたプロデューサーというのは、この十六条の映画の著作物の著作物の中にございまして、衣へんのないほう、すなわち芸術的な意味でそういう著作物を制作する人がプロデューサー、こういうことでございまして。したがって、いわゆるプロデューサーというのは監督等と並んで映画の著作物になる、こういうことでございまして。それが二十九条によりまして、先ほど来申し上げておる経済的利用権としての著作権はメーカーたる映画製作者に帰属する、こういう関係になるわけでございまして。したがって、この六十五条でいっておる場合の著作権は、すなわちその二十九条からいたしまして、映画については共有著作権が直ちにそこからは共有状態にはならないといふことになるわけでございまして。したがって、映画の著作物が完成したときに、映画製作者に帰属する著作権は直ちにそこでは共有関係にはならないといふことになるわけでございまして。しかしながら、映画の監督等は著作物であつて、いわゆる人格権を付与されるわけでございまして、したがって、その六十四条にいうところの共同著作物の著作人格権の行使といふことになる、監督等は共同著作物として著作人格権を六十四条によつて行使をする、そういうことになるわけでございまして。

○多田省吾君 次に、十条の五に「建築の著作物」とありますが、建築の範囲というのは、非常にかかりやすいようであつて、わかにくいわけなんです、たとえば学問的に庭園なんかの造園を建築だといふ見解もありまして、あるいは今度は学園都市のような都市全体が著作物とみなされるのかどうか。その場合の共同著作権との関係はどうなんですか。その辺の範囲をどう考えていらっしゃるのか、その点お答え願ひたい。

○政府委員(安達健二君) 通例庭園の場合でございまして、庭園の設計などをいたしまして、それに基づいて庭園ができるという場合は、一種の庭園が著作物であるといふことが言ひ得ると思うのでございまして。ただ、まあ借景とか、そういうものが入つたものでは、もちろんそこまでは入らないわけでございまして、一応庭園はそういう意味の著作物になるといふことが言へると思ひます。

それから第二のいわゆる学園都市のようなそういう全体の建築計画と申しますが、そういうものがここである建築の著作物として保護されるかどうかといふことにつきましては、まあこの全体の設計図といふようなものは一種の著作物として保護されるのでございまして、それは一種の設計図なり模型といふもののことでございまして、それに基づいて建てられる全体の設計計画自体といふものは、ここである「建築の著作物」としては保護されないのではないか。ここであつてゐるのは個々の建物をいうわけでございまして、その場合にはもちろん神社、仏閣、教会等のような装飾的な建築のみならず、実用的な建物等であつても、それが美術的な著作物性を有するといふ段階になれば、それは「建築の著作物」として保護をされるとき、こういうことだと思ひます。

○多田省吾君 それに関連しまして、第二十條の第二項第二号に「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」は認められてゐるわけでございまして、昭和十一年に帝國ホテル増築事件といふものがあつたと思ひます。昭和十五年のオリンピックに備へて帝國ホテルを増築しようとした。ところが、米人建築家のライト氏より抗議が寄せられて、帝國ホテルは過去の日本に對して尊敬の念を起さしめ得る東京における唯一の場所であつたが、いまは一朝の夢と化さんとしてゐる、こういうことで改変まかりならぬといふような、増築まかりならぬといふような抗議が寄せられました。そしてその増築反対運動を起した人たちは著作権侵害を相当口にしてゐたわけでございまして。こういうた事例がありますけれども、まあ幸か不幸か戦争のためにオリンピックが延びまして、この問題も流れたわけでございまして、この帝國ホテルのような建築物の増築が著作権違反になるのかどうか、現行法から見たらどうか。また、この改正案によつてはつきりと、「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」は許されるという事項が入つたわけでございまして、この限度はどの程度までなのか、その辺のことをお尋ねしておきたい。

○政府委員(安達健二君) 建築の場合には、いわゆる美術的なものと実用上の価値といふものが常に矛盾する場合も生ずるわけでございまして。その調整が大きな問題になるわけでございまして。まず第一点のいまお示しのような、ライトさんが帝國ホテルの改築に反対をするといふようなことが現行法上どうであるかといふことになりまして、現行法の第十八條の問題になるわけでございまして、他人の著作物云々については、その同意なくして、その著作物に改ざんその他の変更を加へてはならないと書いてあるわけでございまして、現行法からいいますと、まさに「改竄其ノ他ノ変更」ではないかといふ議論も起り得るわけでございまして、しかしながら本質的に考へると、そういうものも一切いけないのだと、一ぺん建築家に頼んでうちをつくつてもらつたら、建築家がいかぬと言つたらどうにもならぬといふようなことは、常識としてはいささか無理な要求になるのではなからうか。そういうところで一種の著作物の権利の乱用といふようなこともあるいは起り得るかもしれないといふ問題だらうと思ひます。そこで、この法案におきまして

は、「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」といふようなものにつきましては、特にその程度を示してゐないわけでございまして。したがって、この問題については、どこまでがよい、どこまでやつたら悪いといふことではなく、考え方は、もちろんその著作物の同意を得て、建築家にこういうふうに直しますと言ふ状態が望ましいと思ひますけれども、しかしながら社会的に建築物の場合は、特にその「増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」といふものは、同一保持権の例外として認めるということが一番常識になつてゐるのではなからうかといふことで、現行法ではどうにもはつきりしないその点を二十條の二項二号で明らかにした、こういうことだらうと思ひます。

○多田省吾君 先ほど大松委員からも質疑があつたわけでございまして、第三十三條の二項の教科書の問題であります。著作者に通知するのと同時に、「云々」とありますけれども、通知は事前か事後かといふ問題があります。当然その趣旨からして事前にすべきだと思ひますけれども、事後でも許されるのか。

それから第四項に、教師用指導書にも準用するといふわけですが、教師用指導書といふのは文部省は正式に教科用図書として認めてゐるのかどうか。認めてゐるならば、その法的根拠、これを明らかにしてゐたい。

○政府委員(安達健二君) まず、第一番目の三十三條の「通知」でございまして、これは先ほど大松委員の御質問にお答えいたしましたときに申し上げたと思ひますが、著作人格権の発動を促すといふのが趣旨でございまして。したがって、ごく趣旨という冷ややかな法律論で申しますと、そのまま載せるといふような場合におきましては、著作人格権の侵害といふ問題は生じないわけでございまして、その冷ややかな法律論からいへば、事後でもいいといふことも言ひ得るのでございまして、しかしながらこの三十三條で設けましたその趣旨は、お示しのように、事

前に通知をして著作者の人格権を尊重するという趣旨でございますので、これは指導といたしまして、これを事前に通知をするように、全くそのまゝ載せる場合においても事前に通知をするように指導すべきものと考へておるわけでございまして、しかもこの場合は文部大臣の検定というところで行なわれるわけでございまして、したがって文部大臣——文部省の検定の手續の中で、その通知を事前に行なつてこの申請をするようにというふうな指導が容易に行なわれるわけでございしますので、そういうふうな指導をするようにいたしたいと、かように考へておるところでございます。

それから第二点の教師用指導書というものでございます。これは教師用指導書と申しますのは、教科用圖書の内容を説明したり、あるいは指導の要点を先生方に知つてもらふということ、その中にはたとへば教科書の中に出ておりますところの他にほかの人の著作物があるといったものと、教科書の中では児童用でございまして、一部分しか載せていない。しかし、その前後がどうなつておるかというところが書いてある。こういうものを指導する場合にどういふ点に留意したらいふかというところが主として書かれておるものでございまして、そういうふうなものとしたしまして教科書と不離一体のものであるということでございます。そういうものにつきまして、教科書に使われるものが同時に教師用指導書にも行なわれるというふうなことからいたしまして、やはりこの趣旨を教師用指導書にも及ぼすべきものであるという考へ方からこういう規定ができたものでございまして。

○多田省吾君 次に、三十五條、「学校その他の教育機関における複製」という問題であります。が、「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）」とございまして、けれども、営利を目的としているかいないかということとはどなたが判断するのか。それから三十六條にも営利を目的とする云々とありますけれども、こ

の両方どなたが判断するのか、どこで判断するのか、その基準をお知らせ願ひたい。

○政府委員（安達健二君） いわゆる各種学校のようなものがあるわけでございまして。各種学校の中でも学校法人が設置したもの、あるいは準学校法人が設置したもの、こういうふうなものがございまして。こういうふうなものによつて設立されたものは非営利目的の教育機関というふうに考へられるわけでございまして。しかしながらそういう正式の認可を得ないでやっております町のそろばん塾とか、あるいはギター教室、そういうようなものは個人経営にかかわるものが多いということでございまして、または教育機関としての実態を備えているかどうか、備えていれば認可を受けるべき勧告があるわけでございまして。そういうものもないわけでございまして、一種の営利的なものであると考へられるわけでございまして、こういうものは非営利としてこういうものの著作権の制限を利用することはむづかしいのではないかと、こういうことでございまして。

第二の、一体だれがそれを判定するかということでございます。こういう点は一応法律解釈として、いまのようなことを一般には公表するわけでございまして、これはだれが最終的に判断するかと申しますと、結局は裁判所がこれは営利を目的としておるものであるから、三十五條の著作権の制限は及ばないというふうなことが判定されるところであると言わざるを得ない。いわゆるこれは公法ではなくて私法でございまして、そういうふうな形で定められてくるということでございまして、考へ方は先ほど申し上げましたようなものでございまして。

○多田省吾君 もっと詳しく聞きたいのであります。が、時間の制限もありますので、次にまいります。第三十七條に今度新しく「公表された著作物は、盲人用の点字により複製することができ、」第二項に「点字図書館その他の盲人の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいて

は、もつぱら盲人向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物を録音することができ、」このように拡張されたわけでございまして。盲人用の特にテープの問題等については、著作者等はこれはもう社会保障でやるべきだと、こういうことを申される方もおりますけれども、現在の社会保障の程度ではなかなかそこまで回らないような姿ではないかと思ひます。それでこういう条項も設けられたのではないかと思ひますが、実はこの前毎日新聞の四月十四日号にも出ていたのでありますけれども、豊島区立図書館の中にあるところの「ひかり文庫」でテープを録音しようとしたところ、結局やつかない問題が起きて、詩や小説などの著作権のある圖書をテープに録音し、それを不特定多数の者が回し聞きするのは「云々」と、こういう理由でなかなか実現しないというところでございまして。これは現行法ではどうなのか、またこの改正法ではこれは広く許されるのかどうか、また制限があるのかどうか。なるほど不特定多数の者が回し聞きすることも考えられますけれども、盲人のために専用で貸し出しをする分においてはそういうことにもならないんじゃないか、こういう点から、この盲人の方々に對するあたにかい保護という観点から、これは著者の方々には申しわけないのでありますけれども、テープにどんどんとれるようにしたらどうか。こう思ひますけれども、これは現行法または改正法、両方どの方々に考へておられるか。

○政府委員（安達健二君） まず現行法ではこういう著作権の制限がございせんので、先ほどお話しございましたように点字訳をする場合には原著作者、音楽などを録音する場合にはそれぞれの権利者、音楽でございまして、日本音楽著作権協会の許諾を受けなければ録音できないということになっておるわけでございまして、この点字訳等におきましては、多くの著作者の方々は盲人用のも

のであるというふうな申し出があらまると、これはけっこうである、ただ使つてよろしいと、こういうふうな御協力をいただいておりますわけでございまして、したがって私どもとしては、こういう方々からそういう盲人福祉のためにいたしておる協力には感謝しておるわけでございまして。したがって、いまお示しのように盲人の福祉の増進というふうな面からいたしまして、点字訳が簡単にできるようになり、そしてまたこの点字図書館その他盲人福祉の施設でもつぱら盲人向けの貸し出しの用に供する、そういう場合に限りは著作権者に許諾を得なくても録音ができるといふように法律によつてはつきりしたほうが、より盲人の福祉に合うものではないかと、このことで、これは北歐などの著作権法にございまして、それにならつてこういう制度をつくつた、こういうことでございまして、現行法ではこういうような手続はございせん。

それからここに書いてございまして、もつぱら盲人向けの貸し出しでございまして、もつぱら盲人向けの貸し出しのテープをほかへ貸し出す、盲人以外のところへ貸し出す場合におきましては、この条文四十九條によつて著作権法違反ということになるわけでございまして。

○多田省吾君 ですから、改正案においては点字もさることながら、テープにとつてテープ蔵書をつくるという場合、改正案においてはすべて許されるのかどうか、改正案においてはすべて盲人用のテープ蔵書をつくることは許されるのかどうか、無制限に。それからこの政令で定めたものと申しますけれども、たとえば豊島区立図書館の「ひかり文庫」なんというのはこの中に入るのかどうか、この二点をお伺ひいたします。

○政府委員（安達健二君） まず第一の点でござい

福祉の増進を目的とする身体障害者更生援護施設で、国・地方公共団体または社会福祉法人が設置するものと、学校図書館で盲学校に設置されるもの、これだけに限定したいと思っております。

○多田省吾君　ですから、いまお伺いしたような区立図書館の中にあるような、いわゆるその中に「ひかり文庫」として盲人図書館を設置したというような場合許されるのかどうか。

○政府委員(安達健二君)　許されると思います。

○多田省吾君　まあそうすれば、いままでは日本点字図書館にテープのものは古典のもので八千五百本しかないという言われておりましたけれども、明年一月一日にも施行になりましたならば、それ以後は新聞であろうと何でも録音してテープ蔵書に幾らでもすることができ、このようにできるわけでございますね。

○政府委員(安達健二君)　まずその法律施行と同時に政令で指定され、それに該当するという要件があつてのことでございます。

○多田省吾君　次に、「政治上の演説等の利用」という場合がいろいろ規定されてありますけれども、たとえば本会議等においては官報の号外で出しておりますから、これはもう利用することができるとも、予算委員会とか、そういったものは出せないんじゃないか、利用できないんじゃないかというような考えがあるんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(安達健二君)　それが公開して行なわれた状態であるかどうかという判断——判断と申しますか、そういう状況であるという条件に該当するかどうかということでございます。本会議、予算委員会、こういう各委員会それぞれがどういう状態において開かれたかというその状況において判断されるべきことと思ひます。

○多田省吾君　ですから、私は具体的にお尋ねしておるわけでございますが、本会議なんかはもう官報の号外等に掲載されるし、ほぼ公開じゃないかなと思はれる。ところが、予算委員会とか、こういった委員会においては、傍聴等も、特別許され

れた者以外は傍聴できないわけでございますから、一面、非公開と言うこともできるんじゃないか。そういう具体的な問題に關してはどうなんですか。

○政府委員(安達健二君)　この公開という解釈につきましても、著作権法といたしましては、通常、傍聴が許される、一般に入場が許されている状態をいうのでございますが、放送される場合、報道関係者の入場が許されるような場合におきましては、これは公開されたものと考へております。

○多田省吾君　まあ、国会のほうは何か具体的に答えていただけませんかけれども、それじゃ、予算委員会なんかは、大体それに合致しているようですから、幾らでも利用することができるといふことになりませんか。

○政府委員(安達健二君)　さうでございます。

○多田省吾君　ただ、非公開の、会員のみ許されるというような場合における政治演説あるいは時事問題の解説、講演等においては、もちろん許されないということでございますね。

○政府委員(安達健二君)　そのとおりでございます。

○多田省吾君　それから第六十条でございますが、著作人格権の問題でございますけれども、ただし書き以降は、具体的に、「その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。」と。先ほどのお答えもその中に入るんじゃないかと思ひますけれども、具体的には、一体どういふことなのか。むしろ、こういった例外をほとんど認めないで、永久不可侵という取り扱ひをしたらまずいのかどうかですね。

○政府委員(安達健二君)　先ほども申し述べましたように、著作者の人格的利益の保護は、いわば永久にわたるわけでございます。しかも、この著作人格権、生前におきます著作人格権というのは、先ほど来申し上げましたように、公表権、

氏名表示権、同一性保持権と、こういうのがあるわけでございます。したがって、著作者が損をしていふとしたならば、著作人格権の侵害となるべき行為をしてはならないということで、著作者が公表について一切いかにぬという遺言を残した場合にそれはどうかと、こういう問題にもなってくるわけでございます。そうすると、未来永久にそのものは公表されないことになるのかどうかというところも問題になってくるわけでございます。それが、死なれてまだ日がたつていないというような場合におきましては、やはりそういう遺志を尊重する必要があると思ひますけれども、百年たつたあとでもなおそれを言わなきゃならぬかということになると、それはやはり社会事情の変動その他によつて、もうそのようになればそういうことをしても意を害しないと、そういうような状況もあり得るだろうということもございまして、あるいはまた、内容の問題につきましても、たとえば自分は一切当用漢字は許さない。当用漢字に直すことは一切相ならぬというようにな、そういうような考えにあられた人がなくなつてしまつて、それから百年たつてもやっぱりそれは変えてはいけないというやうなことも言ひ得ないやうなこともあり得るわけでございます。したがって、やはり永久に保護する、これが先ほど申しました著作権審議会のやうな、死後五十年で著作人格権もそのままだと、そのままそこで消滅するやうな形であれば、これはまた別個の考へ方があるわけでございますが、未来永劫にわたつてこの人格的利益を保護するということになりまると、公表権、氏名表示権、同一性保持権等につきましても、行為の性質、程度、社会的事情の変動その他によつて、「その行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。」というやうにならざるを得ないということもございまして、現行法は、そのいわゆる人格権というものの、といひますか、人格的利益の保護につきましても「著作ノ死後ハ著作權ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ニ改竄其ノ他ノ變更ヲ加

ヘテ著作ノ意ヲ害シ」と書いてあるわけでございます。加へてもいいけれども、著作者の意を害してはならないということが書いてあるわけでございます。そこで、その意を害するかどうかというのは、死人に口なしということでございますから、結局はそこで社会的な事情その他によつて、これならばまあいいのではないかと、一定の限度というものが社会的通念に従つて出てくるわけでございます。そういうものによつて、一定の変更、その他というものは、ある程度認めざるを得ないという考へ方に立つて、こゝういたし書きを置いておる。ということは、現行法にいうところの著作者の意を害せざるということをもう少し具体的に示したと、こゝういふことでございます。

○多田省吾君　次に、九十五条の二項によりましますと、あつせんの問題であります。、「当該団体によつてのみ行使することができ、個人には支払われないのだというように解釈していいのかわからぬ。そうすると、3項では、文化庁長官が認める団体、その団体の資料及びその内容について、ひとつこゝういふ資料を提供してもらいたいと思ひますし、また、簡単でございまして、言つていただきたいと思ひます。その各種団体の調整というのはいかにするの。それからまた、文化庁長官が決定する基準というのはいかに置くのか。また、百五条の、今度はあつせん委員の選定の基準、文化庁長官の権限が非常に大きいやうでありますけれども、その基準をどうなさるおつもりなのか。こゝういふことについてひとつ長官からお願ひしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君)　長官から答へてまいります前に、私からこの法案の九十五条の趣旨その他のことにつきまして、おおよその説明をさせていただきますと思ひます。

まず第一番目に、商業用レコードの二次使用について、実演に關連を有するところの、現在実演家の団体としてはどんなものがあるかということから申し上げたいと思ひます。

それは、日本音楽家連合会、これはポピュラーと申しますか、そういう音楽のほうの実演家の団体、それから日本演奏連盟、これはクラシックのほうの關係の実演家の団体、それから日本歌手協会、これは文字どおり歌い手の歌手協会、そういうのが十数団体あるわけでございますが、さらにそのほかに、これらの実演家の団体の連合体というふうなもので、徳川夢声さんが会長をされておる日本芸能実演家団体協議会というものがござります。

で、この法案の、九十五条の第二項において、文化庁長官が指定する団体というものは、法文上は特に一つの団体に限られるということにはなっておりませんけれども、しかし権利者団体といたしましても、権利者側としても、使用者側といたしましても、いろいろな、たくさん団体が指定されてきますと、放送局のほうにいろいろな団体から二次使用の請求がありましますと、実際問題としては非常にやりにくいというふうなことでございまして、で、したがって、こういうふうな關係からいたしまして、実演家の団体の連合体でございします日本芸能実演家団体協議会というふうなもの、この第三項に定めておるような要件を満たすというふうなこと、特に二次使用料を徴収したり分配することについての能力があるということが示されるならば、そういうものを指名するということが考えられるというふうにござります。

で、文化庁長官がその芸能実演家団体協議会等のような団体を指定する場合には、その徴収した二次使用料を各団体あるいはその団体に属している会員にどのように分配するかというふうなことが実演家の団体の間で協議が整いまして、公正な分配を確保できるようなそういう事務機構が整備される必要があるというふうに、こういうために文化庁といたしましては、こういう關係者の話し合いのあつせんあるいは求めに應ずる指導というふうなことが必要になってくるわけでございします。従来からその方面での話し合いのあつせん等はやっておるわけでございますが、法案がもし通

過させていただくならば、さらにこういうものについての話し合いを煮詰めてまいりたい、こういうふうな考え方でございまして、

○多田省吾君 いまのいわゆる商業レコードの二次使用の問題、それから百五条のあつせん委員の選定基準の問題、大体文化庁長官の指定ということになっておるわけでございします。たとえば商業レコードの二次使用の問題にしまして、いまは日本音楽著作権協会が使用料徴収の業務を仲介の業として行なっておるようございしますけれども、いろいろな陳情がまいるまして、どうも特に社交場といわれるような第二次的に音楽を使用するようなどころは演奏の場合の規定の五割の範囲内で使用料が徴収されていることとありまして、いろいろのうちに業者が何の相談もなく一方的に押しつけられておると、こういう不満もあるわけでございします。そういう業者が二万以上もあるというふうなことでございしますけれども、今後そういう徴収使用料を増額するようないことも将来あるかと考えられます。そういう場合合に業者いろいろな相談される必要もあるでしようし、あるいはこういう仲介業者との話し合いも必要かと存じます。こういう問題に対して文化庁長官としてどういう態度で臨まれるか。

○政府委員(今日出海君) いろいろ憶測が巷間伝わっているようでございしますが、私はこういうわれわれの認定する団体とそれを支払う業者との間に十分な話し合いがあつて、了解のもとにきめられた料金というものが一番望ましいので、そのようなやり方をしているの、私は業者がいまこの問題に対する不安はなかりかと存じます。

○多田省吾君 続いて長官にお伺いしますけれども、百五条のあつせん委員の選定の基準ですね、また長官の権限が非常に大きいということにかんがみて、どういう態度でこれに臨まれるかということ。

○政府委員(安達健二君) ちょっと条文の解釈にもわたりますので私から答えさせていただきます

が、百五条の二項に、「著作権又は著作隣接権に係る事項に關し學識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。」ということになっておりますので、一つのあつせん事件についてそれぞれ別の三人以内の委員が任命される、委嘱される、こういうことになるわけでございまして、したがって、委員会というものができ、その委員会が常にやるというものではないわけでございます。それから、もちろんこの委嘱する場合に、この紛争解決のあつせんにも最も適切な人を、個々の事件に適切な人をお選び申してお願いをする、こういうのが基準であらうかと思ひます。

○多田省吾君 次に、衆議院でもういふん論議されたようにありますけれども、いわゆる附則の第八条ですね、翻訳権の十年留保を廃止したことでありまして、どう見てもこれは日本の特殊性から見て大きな問題だと思ひます。これを廃止されたあとに翻訳権が非常に高価になるということはないかどうか。また、翻訳の問題もわずかに二%だと言つておられますけれども、二%でも非常に大きい、今後はまたどうなるかわかりませんし、こういう廃止したあとの対応策といひますか、それを考えていらつしやるのかどうか、そして、どうしてもこれは廃止しなければならぬのか、まあ日本としては大國意識の上からは忍びがたきものかもしれませんけれども、やはり日本の、日本語という特殊事情もありますし、またストックホルムですか、二年前においてもこれが一応了承されている事項でありますから、急にこれを廃止するということは、まあ十年のあつせんもありませんけれども、結局来年の一月一日までに発行されたものに限るのであります、それ以後発行されたものについてはもう翻訳権の十年留保といひますけれども、廃止されるわけでございしますから、この問題について簡明にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 翻訳権十年留保の廃止という考え方は、今回の著作権法案におきまして

著作者の権利を尊重する、著作者の保護を第一義とするという第一の目的からいたしまして、著作者は単にわが國の著作家だけに限らない、諸外國の著作家もまたこれは尊重すべきである、したがって、よその國の著作物を利用する場合にも許諾を得、その正式の著作権使用料を払つてするといふことで足りるのではないかと、この考え方から立ちまして、この翻訳権十年留保の制度を廃止するといふのが基本的な考え方でございます。お示しのように、この附則八条によりまして、なおこの法律の前に発行された著作物についてはこの従来の規定が働いておるわけでございしますから、十年留保の規定が實質上十年間なお行なわれるという状況でございます。したがって、お示しのように、これを急に廃止するといふわけではなくて、十年間の暫定期間を置いておる上で廃止するといふようにいたしておるところでございます。

それから、これが廃止されると本が高くなるのではないかと、これは實際問題といひますと、先ほどお話ございましたように、日本の翻訳著作物の上で二%のものがこの翻訳権十年留保の規定を適用しておるというわけでございします。その二%のものが影響を生ずるといふのは、今後どの程度になるかわかりませんが、少なくとも、おおよそその見当としては、そういふことがあり得るわけでございします。しかしながら、實際に、現在たとえば翻訳者に支払つておる印税というふうな場合におきまして、この印税とそれから原著者に支払う印税というふうなことは全体としてやはり一五%くらいになると、翻訳者に払う分とそれから元の著作者に払う分を合せて一五%、その翻訳権がない、まあ翻訳権十年留保の適用を受ける者につきましては、いわゆる翻訳者に対する印税だけで済むというわけですから、結局、大局的なことを申しますと印税が五%高くなるということが言えるわけでございします。これが實際の翻訳著作物の上でどの程度あらわれてくる、出てくるかといふことは必ずしも

はつきりしないわけでございまして、実際問題といたしまして、たとえば双書などで出される場合におきましては、その中には十年留保を使うものもあり、使わないものもあるわけでございしますが、これは同じ値段で売っておるわけでございす。したがって、その場合に特に読者のほうでそういうものために値段が上がるか、あるいはその翻訳権のあるものについてまで上がるというほどのものではないということでございすから、この制度を廃止したために、翻訳物が高くなるということは、まあ通常それほど目に見えらるようなものになるとはとうてい考えられないところでございす。

○多田省吾君 終わります。

○松下正壽君 現行著作権法というのは非常に古くなっておりますからこれを改定して、実情に即するようにしなくてはならない。そういう点から大局的に見て、今回の改正案は早く通過してもらいたい、私はかように考えておるわけでございす。したがって、私はこの法案の批判をするというより、若干疑問に思っておる点や、あるいは疑問でないまでも多少希望のものもありますから、そういうことを申し上げて、議員としての職責を幾らか尽くしたいと思っておるわけでありますが、しかし、残念ながら私はこの法案についての十分な研究をしておりませんし、文教委員会では民社党では萩原議員がずっと研究しておりましたが、急に差しつかえて、きのうの午後になって私のほうに番が回ってきて、いわばピンチヒッターであります。したがって、私の質問は、衆議院その他でいろいろ御答弁になったことと重複するかもしれないが、その際は、それは言ったからこれ以上繰り返す必要はないとおっしゃれば私はそれで引込みますから、御心配なさる必要はありません。

ちょっと気づいたところだけ伺いたいと思ひますが、第二条の「この法律にいう『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとす。」これについて先刻からいろいろ質疑応答があったよ

うで、私は全面的にこれを伺っておりませんでしたが、この点については衆議院の附帯決議にも、応用美術についても慎重に考えてもらいたいというふうな附帯決議があったようであります。私はそれはまあ實際上の矛盾はないと思いますが、私自身の理解を高める、深めるという意味で、美術工芸品は入るが応用美術は入らないという理由についてごく簡単に説明していただければ、私としては非常にありがたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 応用美術というものが一体具体的に何をさすかということにつきまして、いろいろあるかと思ひますが、おおよそ四つのものが中身に入るものと言われておるわけでございす。一つは、ここにございすごとく美術工芸品のようなたぐい、その美術工芸品でございす。同時に実用品でもあるというふうなそういう種類のもの、それから家具に施された彫刻というように実用品に結合されたもの、あるいは文鎮のひな型というように、量産される実用品のひな型として用いられることを目的とするもの、それから、先ほどお話ししました染色図案等、実用品の模様等実用品の模様として利用されるのを目途とするもの、こういうおおよそ四つのものがあるわけでございす。これをどういうように保護するかということになりますと、なかなかその点での問題を生ずるわけでございす。ここで「美術工芸品を含む」というのは、一品製作のそういうような美術工芸品といわれるようなものは、それとして著作物として保護をするということとは、これはわりあい容易にできるのではないかとこのことで、従来も一応そういうものを保護されると言われてきたわけでございす。はつきりと保護をするということとを明らかにする意味での美術工芸品を美術著作物に含むということをはつきりしたのが第一点でございす。

それから、一番問題になりますのは、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とする美術的な著作物でございす。この染色図案等の物自体は、これはやはり見えてきれいであると

いうようなことで、それ自体が美術的な価値がないということはもちろん言えないわけでございす。しかしながら、これを保護した場合に、これをどうするかということとございす。先ほど申しましたように、現在これらの図案等につきましては意匠法によって一応保護はされることになつておるわけでございす。意匠法でございすすと、それは登録をしなければ保護をしない。登録の場合において新規なものでない限り、水玉模様とか、たとえばネクタイにいたしても、水玉模様というふうなものはありふれたものであつて、そればかりに著作物になるような水玉模様の模様をいかにも、それは意匠法によつては保護をされない。こういうことになる。それから、著作権法では、その原図を複製するといふだけでございす。意匠法では類似の意匠も禁止するといふように権利の内容も違つておる。それから、さらに保護期間が意匠法でございす。登録後十五年といふことになつておる。著作権法ですと、著作物をしたときから死後五十年まで保護するといふようなことでございまして、したがって、こういうふうなものの保護で二つの法律の保護が重複することになるわけでございす。それぞれ法律はたてまえが違ひますから、重複の保護でもあるいは可能ではないかという考え方もございす。あるいはまた、さらに著作権法では、そのものに適用するまでのところを保護すると、ものに適用したならば、それから、意匠法の保護にゆだねる。こういうような方法もございす。

それで、その第二の方法によつていろいろ権利者、使用者等の意見を徴しましたところ、両方ともまあ不満がございす。著作権者のほうは、これは著作物として重複的に、重疊的に保護をしてもらいたい。それから、使用者側のほうでは、そういう著作権のような保護になつた場合には、非常に多量に製作されるものであるからして、それが著作権侵害であるといふようなことで差しとめを食うといふと、たいへんなことになる。いまは意匠法による保護がない、登録等がないものは

自由だということになつております。それを著作権によつてその差しとめを食うといふようなことになつては、意匠法によつてつくられておる現在の秩序が破壊される。こういうふうな非常に強い反対が相互にございす。そこでこれは大事なことであるけれども、なかなかその簡単に調整がつかないという点の一つと、同時に先ほど申し上げたところについては、著作権制度と、工業所有権との両方にまたがるものであるから、そういう染色図案等の意匠の保護のためには、より効果的な方法を考えるといふことで、国際的にも研究グループがつくられておるわけでございす。したがって、そういう研究グループなどの結論等も見ながら、日本の実情に即して権利者も使用者も、これならばやういふことというふうな形において、この保護の方策が樹立するような方向でさらに年月をかけてこの問題を検討する必要があると、こういうふうなことで現在の段階といたしましては、美術工芸品を保護すると、応用美術のうちで美術工芸品を保護するといふことにとどめまして、そのほかの問題は将来の課題として積極的に取り組んでいきたい、こういうことでございす。

○松下正壽君 御説明で非常にはつきりわかりましたが、この問題だけで特別に時間をとるほどの必要はあるかどうか問題だと思ひますが、ただ、次長がいま言われたとおり、この問題を今後検討するところとつたわけでありますが、検討するにいていろいろ不利関係が錯綜しておると思ひますから、その調整もひとつ問題だと思ひますが、やはり利害関係の調整だけでなく、一つの論理を一貫させるということも必要じゃないかと思ひうわけでございす。

そこで、私は美術工芸品を美術の著作物に入れるのは、これはけっこうであるし、非常に論理的に合つておると思ひますが、この区別あるいは限界といふのは非常にむずかしいと思ひますが、これを

現在のように意匠法に含ませるといふことが、ちよつと論理的に正しいかどうか、こういう点にちよつと私は疑問に思ふわけでありませう。私は意匠法についての専門家でございせんからよくわかりませんが、昔こういうものを勉強したときのかすかな記憶によりますといふと、意匠というものは特異性というところに重点があるわけであつて、かりに、これが美しいなと思ふ、その美しいなと思ふその審美観に訴へることによつて、それがその結果として特異性が出て、消費者に対して訴へるといふことはむろんあるわけでありませうが、しかし、美しいと思ふか思ふないかは別として、その特異性というところに重点があるのだといふふに、私ら昔習つたように記憶があるわけでありませう。そうしますといふと、やはり応用美術といふものは、応用であるかどうかによつて意匠と著作との区別がつくのでなくして、やはり意匠といふものの性格から、特異性といふものから来るのじゃないだろうか。私は、応用美術のほうは特異性というよりむしろ消費者の、あるいは一般の観衆の審美観に訴へるかどうかがいふところに重点があると思ふのであります。したがつて、利害関係の調整といふことも、これはわれわれもむろん考えなきゃならぬわけでありませうけれども、そればかりを考へるのでなくして、やはり理論的根拠あるいは論理性といふことをやはり一貫して新しく考へる場合に、そういう点をやはり十分に御考慮を賜つたといふ思ふわけでありませう。御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 意匠法によりますと、「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいふ」といふ定義になつておるわけでございます。一方、著作権法では「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、しからうことになつておるわけでございます。しかも、先ほど先生からお話のございましたように、意匠の場合は新規性といふことを要件にいたしております、ある人が実際にそれをつくつたもの

で新規性のないものは意匠登録を認められない、保護されないといふ、こういうことになるわけでございます。その点について、おっしゃいますように著作権といふものの目的からして意匠法だけではないんだといふことにはならない。著作権によるところの保護をやはり考へていかなければならぬ内容を持つておるものだといふことについてはまことに同感でございます。それについては、もちろん、利害関係の調整といふことではなしに、それぞれその筋を通してやつた場合にどうなるか、そうしてしかもそれが実際に合うようにどうしたらいふかと、こういう二つの理論と実際と両方を勘案いたしまして、むしろそういうものが最も實際的に効果的に保護される方途は何かといふことを発見する方法を考へなければならぬといふことでございます。その場合、お示しのようになつて、そういう保護を考へる場合には当然筋を立ててその筋に合うように、しかも実際に適合するようになつていふことが基本的な考へであることは全く同感でございます。

○松下正壽君 次に、この第十六条のことにつきまして、第二十九条との関連においても一べんお伺ひしたいと思ひますが、その前に、この十六條の第二行目に「制作、監督、演出、撮影、美術等」、これはもう何か御答弁になつたかも知れませんが、「等」といふのは、美術、前に例示されたもののほかどういふものが入つてゐるわけですか。

○政府委員(安達健二君) たとえば怪獣映画と申しますか、特撮の映画といふような場合の特撮の監督といふようなものは、いわゆるこの前のほうの監督といふようなものとも違つたわけでございます。そういう特殊撮影監督といふようなものがこの「等」に入るのではないかと思ひます。

○松下正壽君 これはいままでだいたひ問題になつたところで、この第二十九条でございますが、衆議院でもだいたひ問題になつたように聞いておるわけなんです、私の言うことは幾らかまあ古くなつてゐるかも知れませう。同じようであつた

ら御答弁なさらなくてもかまひませうけれども、ただ、どうもこの点が私としてちよつとあとめんどろを起こしはしないかといふことが心配になるわけなんです。というのは、この第二十九条のあの部分であります。この第一項のあの部分であります。この「当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する」と、これをそのまま読みますといふと、つまりこの製作に参加してゐるといふと、自動的に、本来の権利であるものを自動的に何といふんでしようか、放棄したんでしようか、あるいは譲渡してゐるのか、その点はつきりわからぬわけでありませうが、まあ偶然憲法のはうの同じ第二十九条ですが、「財産権は、これを侵してはならない」といふことになりませうといふと、これはまあ固有の権利でありますから、何か明示的な譲渡の契約といふものでもないといふと、この著作権法といふ法律でこの権利を極端にいうと奪うような形にならぬだろうか。ですから、参加することを約束してゐるからして直ちにこれを譲渡すると、ちよつと何か論理が飛躍してゐるような感じがするわけなんです。ですから、各国の立法例などをちよつと見ますといふと、譲渡したものとみなすといふのが、フランスと西ドイツですが、二つあるようですね。著作者は映画製作者に譲渡されたものと推定するといふ規則がある。西ドイツの場合に、譲渡されたものと推定する、同じようになつておるんですね。これはたしてこゝ推定していいものか、私はちよつと行き過ぎのような感じがするもので、あとからこの第二十九条が問題になるといふと、まずいことになりはしないかと思ひます。あるいは何かもっと事務的に契約書の譲渡するやうなものを一カ条でも入れるようにするとかなんとかしておいたほうがめんどろ起こらぬじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(安達健二君) 映画の著作者をだれにするか、それから映画の著作権者をだれにするかといふことは、世界的に言つても非常に大きな問題でございます。これにつきまして、この考へ方

は映画といふものができるといふ場合には、この定義にございませう。映画の製作に発意と責任を有するもの、そういう映画製作者といふものがまずあつて、それから監督、カメラマン、美術監督あるいは俳優といふやうなものを集めまして、どういふものをやるかといふことをきめ、そしてその映画についての最終責任を負うところの映画のメーカーといふものがまずなければ、映画といふものは事実上製作されないといふことが一つあるといふことを御了承願ひたいわけでございます。そして映画はそういう製作者といふもののこの発意と責任の中でまず原作者があり、それから監督、カメラマン、そういうものが実際に映画をつくつていく、こういうことで映画ができていくわけでございます。そこで、でき上つた映画の人格的な保護といふことになりませう、映画会社がその人格権を持つてゐるのではなくて、これはやはりあくまでもその映画を実際につくつた人、中身をつくつた人が権利を持ち、義務を負うべきであるといふことになつたわけでございますけれども、この実際の映画の経済的利用権といふことになりませう、これは映画の製作について発意と責任を有する映画製作者が著作権を持つべきものと、こういう考へ方に立つておるわけでございます。したがつてそういう考へ方に立ちますと、第二十九条で「映画製作者に帰属する」といふのは、この映画の著作、監督等からの権利を奪つて、そして映画製作者にやるのだといふ考へ方ではなくて、映画の著作の形態からして、その映画の経済的利用権である著作権は映画製作者に帰属させる、こういう考へ方に立つておるわけでございます。一たん与へたものをそれからこれへ強制的に譲渡させるというやうな趣旨ではない。それは映画の実態からそういうふうになつてゐるというこ

とでございます。したがつて、この第二十九条といふものは、憲法の第二十九条に言うところの「財産権は、これを侵してはならない」といふやういふものではない、それ以前の問題である。つまり財産権の帰属といふことでございませう。

ら、一たん生じた権利をそれから移すということではなくて、そのそもその財産権の帰属を何人にするかということは、それぞれの財産のものに即してきめなければならぬことでございまして、映画というものはそういう特殊な性格を持っているがゆえに、映画の財産権である著作権は、これは映画製作者に帰属させるということでございまして、これを侵す云々の問題は生じないかと、こういう考え方に立つておるわけでございます。

○松下正壽君 少しかことばの問題みたいになるのですけれども、私はそこにまさにいまの御説明に問題があるんじゃないか、こういう感じもするわけですが、元来、会社側ですね、製作者、メーカーにあるのだと、したがって侵すわけじゃないし、したがって譲渡を受ける必要もないと、こういう御議論のようであるわけですが、これは私は理論とそれから実際問題とちよつと混乱しておられるんじゃないかという感じもするわけなんです。

【委員長退席、理事永野鎮雄君着席】

私はやはり映画というものはいわゆるメーカーが一本でもつてつくるわけではなくて、俳優とか監督とかいろいろの人が共同してつくること、これは常識でわかつておるわけですが、したがってそういう人々には本来権利があるわけですが、その権利というものは人格権もあるし財産権もある。これがむしろ私は常識だろうと思うのです。ただ実際問題として、それを売ったり、あるいはことに輸出したりする場合に、あらゆる人にみな交渉しなくてはできないということになつては、これは商習慣としてまことにどうも不便である。だからどこかに一つ帰属しないとぐあいが悪い。そのためには俳優さんをお願いするものもちよつとわずらわしいし、また監督さんにも不適当だろう。したがって会社が、メーカーがちゃんと事務的にやるのが好都合である。それは常識だろうと思うのです。したがって私はどこを窓口にするか、どこが著作権者として行動をとるかということについては、こ

れはメーカーに持つてこられるのがごく当然だろうと思う。私はそれを、実際問題としてのそういう二十九条というものをそういう意味で批判しているわけではないのですが、ただやはり本来メーカーにのみあるのだという、この考え方ですね。そこに私は問題があるのじゃないかと思うのです。やはり著作者たる、あるいは著作隣接権者ですか、ちよつとめんどろくさいことばですが、こういうものに固有の権利があるのじゃないですか。その権利が人格権である場合、むしろそれは抵触しないわけですが、財産権になりますと、単にこれは参加しているからと言って自動的にすぐ会社側のほうにいくということにちよつと論理の飛躍があるのじゃないか。その点もう一べんひとつ伺いたい。

○政府委員(今日出港君)

その前に、先ほど松下委員がおっしゃったように、フランスと西独の例をお引きになりましたが、フランスには映画会社というものは現在ございません。西独にも、前にございましたが、現在ないと思ひます。こういうベルヌ条約に加盟している主要な国は映画会社というものの存在を非常に知らないか、あるいはイギリスのように、あつても非常に希薄な名前だけというような場合もございますが、フランスでは監督協会——組合みたいなものです。カメラマン組合とか、俳優組合とかというふうなものからあつてプロデューサーがこれひとつこういうものをとつてみたいというときに、あの監督にしようというところで組合からそれぞれ交渉して持つてきて、その一つの映画をつくるための会社みたいなもの、会社じゃございませんが、そういう団体ができる、その場合に発意のほうは監督にあるかもしれない。金を持つてくるのはプロデューサーかもしれない。こういう場合に一体メーカーはだれにしようか。一本ごといろいろなメーカーというものは変わり得る場合があります。こういう場合には先ほどの条文にございましたように譲渡というふうなことが使われ得るのでありますが、会社組織でやっているとこはアメリカでございま

す。アメリカの場合には、これは問題なく著作権はメーカーに行くことになっております。日本ではアメリカ風の会社というものをまず映画会社がつくりましたが、いま五社ございますが、力が非常に弱まっておりまして、これに参加する人々というものは会社には不満がございまして、大体私えなところもあるというふうな、いまの現状というものはいろいろの批判があると思ひますが、それ以外に今度は独立プロというふうなものが非常に勢力を得て、いい写真をたくさんつております。そして監督が会社から離れて独立プロでやるというふうなときに、監督が一つのメーカーであり得る場合もございます。それからプロデューサーというものが独立のプロにもございまして、それが一つの責任を負うというふうな場合もございます。いまこの新しい著作権によりまして、会社というものと独立プロというふうなものも認めての立案なんです。それからもう一つは、テレビに映画が出ます。これをつくる下請みたいないわゆる独立プロというプロもあるわけですが、こういうのはほとんどほうぼうから引張つてくる。キメラマンをだれにしよう、いやこれだなくともいいんだ、高いから別な安い人を借りてくるといふような、いろんな種類がございまして、そういうものを包含して、製作者というものは、メーカーというものは必ずしも会社あるいは会社社長というふうなものではないわけ、ただプロデューサーとメーカーとも分けて、メーカーに大体著作権がいくものとアメリカ風にしておりますが、その内容が監督の場合もあるし、プロデューサーの場合もあるというところを包含し得るのであります。その辺に誤解があるといへば誤解があるかもしれませんが、事実から申しますと、大体だれにあるという、会社の社長にいくんだというふうなわけじゃないのです。その中のメーカー、この写真の全責任、経済的な責任を負つたり、あるいはその作品のこまかい部分までタッチし得る創造的なメーカーにいくというだけのことでありまして、これが参加の約束をしたと

きにメーカーにいきますが、その前に監督なりだれかがいろいろな条件を付することを妨げていないのです。これは映画館で上映するときにはよろしい、しかし、これをテレビにやったり、あるいは外国へ持つていったり、これを外国で上映するという場合はどういふような条件をこれは付することを妨げていない。ですから、そのときに条件なり契約なりを参加の約束のときに結ばないのではないかと、こういうふうに思つております。

○政府委員(安達健二君)

ちよつと法律的な面からお答えを申し上げさせていただきますと思ひます。この論理の構成の問題でございまして、たとえばイギリスなどにおきましては著作者がだれであるということを言わずに、著作権は映画製作者に法律上与えておる、こういうことがございまして、アメリカの場合は映画製作者が著作者であるというところで、著作権を与えておる、こういうふうなやり方をしておるところがございまして、イギリスのような場合におきましては御案内のように、人格権のようなものは言うなればコモロー上の保護を与えておるわけです。特に人格権の問題に付議することなくしてできるわけでございます。日本の場合でございますと、人格権というものはつきりさせるためには、やはり著作者をはつきりさせなければならぬ。そういうことで著作者は監督等であるけれども、映画の著作権は映画製作者に帰属する、こういう論理構成をとつておるわけでございます。それからイタリアとかオーストリアというものは、いままでの法案と同じような著作者を出しながら、同時に著作権は映画製作者に帰属する、こういう立て方をしているわけでございます。それから西ドイツとかフランスではその著作権は映画製作者に譲渡されたものと推定する、こういうやり方もあるわけでございます。この法案では、イギリスあるいはオーストリア、イタリア、そういうような考え方と同様な思想に立つて、著作者人格権を明記するためにという点から著作者というものはつきりし、そうし

て財産権は法律によって映画製作者に帰属させる、この考え方はイギリスでもまたイタリアでもオーストリアでもそういう考え方だと思えます。

○松下正寿君 長官の御説明で、会社というのとメーカーの区別が非常にわかりました。これは会社が、それにしてもいわゆるメーカー、これは会社が、あるいは監督であるというのですが、メーカー以外に参加したものでない。俳優なりあるいは監督なりですが、こういう人の人格権は別として、こういう人たちの財産権、著作権はメーカーにあるわけですね。これはここにはっきり書いてあるから間違いないですが、それ以外の人は財産権はないのです。著作者であっても財産権は全然ない、こういう推定になっておられるわけですか。

○政府委員(安達健二君) 参加をする場合には当然そこに参加契約があり、あるいは参加契約がなくともそれに伴う契約によりまして、参加する際におきまして、先ほど長官からお話がありましたように、テレビで利用する場合はどうだ、外国へ出す場合はどうだということを債権上の契約として、そういう契約上の利益を確保するということはもちろんできることとございまして、それをある程度この気持ちを出す意味におきまして、参加することを約束しているときはこういうようなことで映画に参加するという約束をするということが前提になって、そこでそういう契約上の利益が確保される機会を確保する、そういう上において著作権というものは、映画の著作の実態に即応して、映画製作者に帰属せしめる、こういう考え方をとっておられるわけでございます。

○松下正寿君 まだきつぱりと私の疑問が完全に解消しないわけなんです、それでは何ですか、メーカー以外に財産権があることを認めておられるわけですか。あるいはないという立場に立っておられるわけですか。

○政府委員(安達健二君) いわゆる映画の著作権というふうな意味における財産権というものはないのです。契約上において、契約をする場合にお

いての債権的な経済的利益を確保する機会が当然与えられておる、こういうことを申し上げておきます。

○松下正寿君 結局同じことを繰り返すわけですからこの程度にして、債権ということばを使われましてからこれで幾らかお答えになったかもしれないと思っております。

それから第三十五条ですが、これは先刻多田委員の御質問に對してもいろいろ御説明がございましたが、たから大体はつきりいたしました。私はこの「学校その他の教育機関」というものは、学校法人の学校だけかどうかというところを伺いしようと思いましたが、そういう狭義のものでなくて、もうちょっと広い意味であるということに理解をしたわけでありまして。

ところで、小さい問題かも知れませんが、いろいろな会社に学校といふものがある、いろいろな教育機関があるわけでありまして、こういうものがこれに該当するかどうかという点をちょっとお尋ねいたします。

○政府委員(安達健二君) 「営利を目的として設置されているものを除く」ということでございまして、営利を目的とする会社の、そのものの目的のために即しているようなものにつきましては除かれるほうに入ると思いますが、いわゆる職業訓練法に基づく職業訓練施設というような形ではつきり認められておるものは、この学校その他の教育機関に入る、こういうふうな考えでおります。

○松下正寿君 次に第六十条です。これも先刻多田委員の質疑応答で大体はつきりいたしました。私が、私もやはりたゞし書き以下が何となくむだな感じがするわけ、たゞし書きの前だけで十分じゃないだろうか、これはどういうことを意味するかというところの御質問に對して、まあ未来永久の権利という、百年も二百年もあるいは千年も全然変えられない、これでは話にならぬじゃないか、大体そういうような御答弁があったと思いますが、しかし、どの法律でも改正ということはでき

るわけで、現に法律改正の話をしているわけでありまして、実情がすっかり変わってきたら、その法律改正といふことは簡単にできるわけでありまして。したがって、私はこの五十年先、百年先のことで考えて、そうなった場合には、これは社会的事情の変動も大いにあるし、いまいこと

がそのときになって悪いこともたくさんあるわけでありまして、それは問題ないんじゃないか、当然のことじゃないだろうかと思ふわけですが、何かたゞし書き以下というものが少しあまいの、うな感じがして、むしろ第六十条のこの本文のほう、たゞし書き以前のほうを弱めるのじゃないかという感じがいたしますが、もう一べんちょっとお聞きしたい。

○政府委員(安達健二君) この六十条の本文のほうは、第二款の十八条から二十条までに掲げるものと同一の内容のことになるわけでございます。

「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」ということは、第二款のこの十八条、十九条、二十条に入っているそのものの内容を存しているものといたしたならばという形で、中身は一緒になるわけでありまして、つまり「存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となる」というのは、さらに、著作者人格権がそのまま続いていると考えるならば、ということになるわけでございます。

そこで、このたゞし書きのほうは、未来永久であるからして、そのところをもう少し広げておく必要があるのではないかと、その行為が当該著作者の意を害しないことと認められる場合は、ということ、もう少し広くしよう。しかしながら、その場合でもそれだけでは不十分だから、「その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他により」という、まあ著作者の意を害しないと認められるときの判断の基準をそこに明らかにする、こういうことでこのたゞし書きが入っている、こういうことで御了承いただきたいと思

います。

○松下正寿君 まあその問題はその程度で切り上

げます。

それから、簡単なのですが、第六十四条の第二項に、「共同著作物の各著作人は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。」「信義に反して」という、これはどういう意味ですか。

○政府委員(安達健二君) 六十四条の一項では、「全員の合意によらなければ行使することができない。」「こういうことに原則がなっているわけでありまして、全員が、たとえばある人格権侵害の行為があると、そういうときに、それを共同で防止しようという場合には、みんなの意見が一致しなければならぬということであるわけでございます。あるいは共同で著作したもの

を初めて世の中に公表するといふ場合に、十人の人はいいと言ったけれども、十一人目の人がどうしてもいいと言ったけれども、こういうことがあり得るといたします。その場合に、その十一人その本をつくって、そしてお互いに直して出したわけであるから、その場合に一人の人が非常に感情が何かで、自分のほうはこういうのはいいやだ、みんなではないといふまでにつくろう、いついつになつたら出そうといふことで著作をして出た。ところが一人の人がどうしても意地悪をしてそれを出させないといふようなことも考えられるわけでございます。そういう場合には、お互いの信義というものが、その関係の上で共同著作が行なわれたわけでございますから、その場合においてはその十一人目の人が信義に反してその合意の成立を妨げてはならない、こういうようなことではないかと思ひます。

○松下正寿君 要するにこれ得はまかりならぬ、こういう意味ですね、それでわかりました。

それから第六十八条ですが、これは放送にだけ強制許諾ということが認められているわけですが、ほかのものにはみんな許諾が必要になっておるのに放送だけ特に強制許諾という制度をおとりになった、その根拠をちょっと御説明願います。

○政府委員(安達健二君) 放送は、これは先刻多田委員の御質問に對してもいろいろ御説明がございましたが、たから大体はつきりいたしました。私はこの「学校その他の教育機関」というものは、学校法人の学校だけかどうかというところを伺いしようと思いましたが、そういう狭義のものでなくて、もうちょっと広い意味であるということに理解をしたわけでありまして。

○政府委員(安達健二君) この放送のために著作物の利用ができるようにするための特別の措置をするということは、ベルヌ条約にもこういう制度ができるという根拠の規定がございまして、それから現行法にもこの種の規定があるわけでございまして、その趣旨は、この著作権者の権利の乱用というふうなことから、公共性を有する放送の使命が果たされないことがないようにする必要があり、こういうのが立法趣旨になっておるわけでございます。たとえばある放送を一人は許諾してたくさんの方が一緒に放送をいたしたといたします。数人の人が共同してその著作物の放送に寄与したと、音楽もあれば原作もあるというふうな場合があったといたします。その場合に、一人はAと、もう一人はBと再放送したいとき、Aという人は再放送したいと言ったけれどもBという人は非常に高い値段を言って、これだけの著作権料をくれなければ自分は再放送を認めないというふうなことになるというふうなことで、その著作物を再放送をしたいという場合にできなくなるというふうなことで、放送の公共性という面からいかなるものであろうかというふうなことで、従来ありましたが、また条約の根拠もあるし、著作権者の権利の乱用を戒めて放送の公共性を守るといふ見地から、この種の制度をなお存置するということにしたわけでございまして、しかしながらこの規定が乱用されないように、一つは七十条の三項におきまして、文化庁長官の裁定を経なければ放送ができないわけでございしますが、その場合の裁定については、まず著作者が、自分のそういう著作物を今後はもうやめたい、もう世の中に出したくないというふうなことで、その利用を廃絶しようとしていることが明らかである、こういう場合には裁定をしてはならない。またその著作権者が、著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき、たとえば特定の放送事業者との間で、専属的にその放送事業者だけからしか出さないというふうな契約をしているというふうな場合、そういう場合に他の放送

局で強制的にその放送ができるとすることも不当であらうというところで、こういうふうな裁定についての制限をはっきりいたしまして、放送局のほうからこの逆にそれに名を借りた放送の強制許諾というふうなことが行なわれないように十分確保する、こういうふうなことにしようということになっておるわけでございしますが、もとより、戦後はこの制度がございしましたが、一回もまだ使用されたことはございせんし、今後こういうものの利用といえますか、裁定申請があつた場合には非常に慎重に、著作権者の利益が害されないように十二分に配慮をすべきものだと思つておるところでございます。

○松下正寿君 わかりました。

そこで最後に権利の侵害と、それから罰則のことについて伺いたいわけでありまして、第百四十条によりますと、「自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。」と、これだけ読みますとこれで取れないように見えるのですが、三項には「金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。」と書いてありますから、これで幾らかバランがとれていこうと思つて、ただ、その点は、アメリカと日本のどっちがいいかわかりませんが、日本の大体判例としては、この損害賠償の場合の裁判所の大体のやり方としては非常に狭い。非常に狭い、整った、のびきりな賠償は実際の損害とはだいぶ隔てがあるわけですね。私はそういうことを非常に心配しておるわけで、この第一項のほうでこの額といふものは、実際に「その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。」これはほんとうにかかわりませんが、どこかの国で人のものをどろぼうする。それで、それいかにんじやないか、と言つて、すつとすく返しちやつて、返せばいいだろう、という話を聞いた、うそかほんとうか知りませんが、ちょっと人に損害を与えただけだから、あともうけただけ返せばいいだろうというふうな、そういう思想と相通するやうな気がするわけです。したがって、ちょっと権利を侵害された者に対して不利な判決が下りやしないかということがちょっと気になるわけですね。それが一点。

それから、もう時間がありませんから最後の一点として伺いたいのですが、これは罰則のこととあります。現行法によりますと、その著作権あるいは出版権を侵害した者に対しては、懲役二年以下あるいは罰金五万円以下。これが「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」、こういうふうに改正になってこればかりだと思つたのですが、ただ、私はどうして三年以下にしないか、むしろこれは五年ぐらいのほうがいいんじゃないかという感じがするわけですね。というのは、私有財産というものを認めないという立場に立てばこれは別問題でありますけれども、私有財産というものを認めるという立場に立つ以上は、おそらく窃盗罪というものはそこかきいておると思うのですが、窃盗は御承知のとおり十年以下ですね。この無体財産というものの重要性が、今日のような情報化時代になりますと、ますますそのウェイトが高くなってくるのじゃないかと思つて、ところが、それがいままでのように、実際の有体物を取った場合には相当重い罪が科せられておるわけでありましたけれども、無体財産の場合には何となく取らなかつたよな感じがしているという錯覚があるのじゃないかと思つて、そういう点においてむしろ立法政策としては厳罰主義をもって臨むべきじゃないか、さういふ考えをわけでありますが、ちょっと御意見を伺います。

○政府委員(安達健二君) 著作権侵害等に対してどのような罰則をもつて臨むかということは、この著作権法の精神によりまして著作人格権が担保されるように、こういう趣旨でございまして、けれども、同時に同種の体系における罰則との均衡の問題もあるわけでございまして、これにつきましても、この憲法等によりまして「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」というような刑罰の規定もあるわけでございまして、そういうふうな国全体としての程度の罰則を定めることがいいか、こういう二つの面の考慮が必要になるわけでありまして、そういう両面から見まして二年以下を三年以下に、五万円以下を三十万円以下にするということが現段階においては適切ではないか、こういうふうな判断になつたわけでございまして、なお、懲役刑の規定を設けましたのは、三十三年の改正によりまして海賊版の横行に際して懲役刑が科せられたわけでございまして、そういう状況もございまして、現段階といたしましては、三年以下、三十万円以下の罰金刑というものがこれらの著作人格権、著作権等の侵害に対する刑罰としては適切ではないか、かように考えるところでございます。

それから先ほどの御質問がありました百四十条の關係でございまして、第一項、第二項、第三項とございまして、第一項の場合は、その利益を受けているその額といふものを推定して損害の額と推定するといふ考え方、まあ出版権者というふうな場合におきましてはこの規定を適用する。この規定による請求が便利である。ところが一般の著作権等になりますと、むしろ二項によりまして、「通常受けるべき金銭の額に相当する額」といふ印税相当額というふうなものが一種の額として請求できる。これは推定ではなくて請求できる、これだけが確保されると、こういうことでございしますが、なおそれ以上の損害の賠償をもちろん妨げないというのが第三項の規定でございまして、現在はこの規定がございせんが、こういう規定を設けることによりまして著作権者、出版権者、隣接権者等の損害の賠償が十分現実に可能になるようにこういう規定を置いた、こういうことでございまして。

○須藤五郎君 私議院に入る前に文化庁長官にお願いをしておきたいことがあるのですが、私も実

は著作者の一人なのでございまして、私はその著作者の一人の立場としていゆる芸術家を代表してこれらの点について御質問申し上げたいと思っております。

私は、この法案を二、三度全部繰り返して読みました。前の著作権法と比べると前進した個所もあります。それは明らかに私は認めるわけです。しかし、それではこの著作権法が、今度のやりっぱなものの、十分なものと、こうなりますると、やはり芸術家の立場に立つてこれを見ますならば、やはりまだ不十分な点があるところあると思うのです。それでせっかく芸術家の作家の今さんが文化庁長官としていらつしやるときに、この画期的な著作権法なんでありまして、やはりほんとうにあらゆる面の芸術家に心から喜ばれるりっぱな著作権法を私に託つていただきたいのです。そのことをまず最初お願いをいたしておきたいと思つております。

それから、まあ法律というものはどの法律でもなかなか意味のわかりにくい条文が多いのですが、芸術家というものはこれは法律には非常にとつて、この場合正しく理解できるかという、私でできないと思うのです。だからこの審議の過程でだれが聞いてもかわるような、芸術家にとつてわかりよいことばでわかりやすく説明をいたしたい、この私はお願いをいたしたいと思つております。次長のさつきからの説明聞いておつても、まだやはり芸術家にはわかりにくいことばがあり、どうも何を言つていらつしやるのかというところがはつきりつかめない面があると思つております。

それからこの法律は第一条でちゃんと「この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送に關し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつゝ、著作者の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」と、こうなつておりますが、「著作物等」と、この「等」が私は

くせ者だと思つておりますが、私は著作権法というものは著作者の権利を守るべき性質のものだ、こう思つております。著作者の立場に立つたならば、この「等」という字でやはりこれを利用する人たちのことを含んでいるんだらうと私は思つております。ここでいう「文化的所産の公正な利用に留意しつゝ」ということは、「公正な利用」ということは一体どういうことでしょうか。これは芸術家には非常に難解なことばでございますので、芸術家にわかりよく説明をしていただきたいんですが、長官は芸術家ですからどういふうにこれを理解したいいんでしようか。芸術家の今長官から私は説明を聞いておきたいと思つております。

○政府委員(今日出座) どうも芸術的な説明がつかないかも知れませんが、この「著作物等」というのはくせ者だと思つておつて、これは隣接権者というふうなものを繰り返さないために「等」というふうにしたんで、利用者に入つていないんです。「文化的所産の公正な利用」、これは芸術家、まあ芸術品を売らなくてもいいんです、私も文字を書いておつて、これはどうして本に書いて本屋から出した。このときに本屋、あるいは少しでも大ぜいの読者に読んでもらいたい、こういうものを出版するといふ読者を利用するというところに、これは考えているわけです。で、いつでも問題は、この著作者と出版者の間にいるといふ利害の衝突が起つたり、やっぱりこの利用者は少しでも安くすること、著作料を払わないでやりたいといふのが目的なもので、権利を払わないでやりたいといふのが目的なもので、そうすると、著作料はそれよりも少し多くもらつたほうがいい、こういうのでいつでもトラブルが起るんであります。これは「公正な利用」と、「公正」を加えないことにはこのトラブルは直らないし、また先ほどの放送局と著作権者との間の問題も著作権者が法外な値段を吹つかけてたりはしないといふようなことを規定してあるように、ここで「公正な利用に留意しつゝ」といふのは、私はこれでいいんでないか、それほどひつかつたり、それからこの法律

の中にそういうごまかしのことばではないと、私ははつきり言えるものだと思います。

○須藤五郎君 今長官も御存じのとおり、日本の芸術家というのは、生活の面から申しましたら社会的に特に保護されている面が私は非常に少ないと思つております。本来ならば芸術家は社会のために物をつくるのであつて、いわゆる日本ならば日本の国民に対する大きな愛情からすべての創作が生まれてくるというところは、これは最も好ましいことで、私も音楽家として常に心がけてものをつくつておるわけですが、しかし、日本の今日の社会状態では、それじゃわれわれの生活というものが一生涯国によって保護され、守られておるかという、そうではないわけなんです。だから芸術家として最も好ましいことは、そういう財産権とか、人格権は別の問題ですが、財産権などを設定しなくても私たちが安心して国のためにまた国民のために創作活動をやつて、そして生涯何ら生活の不安なく芸術家としての楽しい生活を送れる時代というものがくれば、私はこの著作権の中、財産権なんというものはなくてもよいものだ、むしろ私は芸術家としてそういうふうには考へておるのですが、しかし、今日の社会といふものは、そういうふうには芸術家を守つていないのです。まあ一例をあげますならば、ある、かけ出しの人気歌手がはやされてプロダクションや放送局でもはやされる、しかし、彼らの生命といふものは非常に短いのです。短いから彼たちはその短い間に自分の生涯をちゃんとした生活を送れるようなものをかせいでおかないと、それが安心ができないのです。だから彼たちはワンステージ四十万、五十万という高い出演料を取るといふようなことも起つてくるわけですね。また、それを利用しておる連中も、それによつて法外な利益を得ておつて、いわゆる悪質なプロダクションの連中はそういうことをやる。しかし、そういう結果、その歌手の生命といふものは数年でなくなつてしまふわけですね。それじゃあと歌手としての生命——声がつぶれてしまふとか何とか、そういう、あとの歌手たちをどうやって国が保護していくかと言ふのです。その生活のめんどうを見ていくか、それは何ら見てないのです。だから、どうしても自分らの力とてにかく人気のある間に金をかせいで、生涯暮らせるだけの金をかせいでおかなければならぬといふような、われわれから見たら不合理だと思つて、なことも起つておるわけですね。それは歌手の責任ではなく、やはり私は今日の政治の責任だと思つておるのです。そういう立場に立ちますならば、やはり今日は財産権といふものは明らかにしていかなければならぬ、そういうふうにおつておる。

そこで私は、この法案をせっかく通すのですから、委員長、十分に審議をして、りっぱなものを私はつくつていきたい。立法院としても恥づかしい法案を今回はつくつていきたい、こういうふうには私は強い希望を持っておるのです。私はこの法案はできるだけりっぱなものにして通したいという立場で質疑をするのですから、委員長におかれまして、あまり時間の制約とか、そういうことなしに十分審議をするという立場に立つて私はやつていっていただきたい。文部大臣としてもそのほうがいいのじゃないですか、どうですか、文部大臣。

○国務大臣(坂田道太君) この著作権法案というのは明治以来の大改革でございますから、私いたしましてはぜひとも通していただきたい、かように思つております。そのためには、できる限り皆さま方の御審議を十分に果たして御理解を得て、そしてできるならば衆議院で全会一致で通りましたように、参議院のほうでも全会一致で通るといふようにお願いをいたしたいものと思つておりますから、十分ひつと須藤さんにも御審議をお願いしたいと思います。それに対してわれわれのところでも十分お答えを申し上げたいといふふうに思ひます。

○須藤五郎君 私たちも全会一致で実は通したいと思つておるのです。だから私もそういうこと

を申し上げたのです。ですから、行政官の皆さんとしまして、この法案に不十分な点があれば、この点はこういうふうな直すとかなんとか、そういうことも率直に受け入れられて、私はより一そううりつばな法案にして当国会に通そう、こういうふうな私はお考えいただきたいと思うのです。が、まあ、そういうことを前提といたしまして、この「公正な利用」ということは、先ほど今さんがちよつと説明してくださいましたが、もう一度ちよつと具体的にどういふことなのか。字だけだと、「公正な利用」ということが何の立場に立って言う公正か、ちよつと私はむずかしいような気がしますがね。

○政府委員(安達健二君) この「文化的所産の公正な利用」に關連するこの法律の具体的な規定をいたしますと、第一番目は三十条からの著作権の制限に關する規定がまずございます。これらの著作権の制限の規定につきましては、現行法と比べていろいろと詳しく、またその要件なども厳密に規定をいたしておるのでございます。たとえば、具体的に申しますと、三十二条で「引用」というところがございます。引用は認めなければならぬのでございますけれども、その場合でも三十二条にございいますように「この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。」というところであつて、引用がいかから言つて、みだりにたくさん引用するようないことがないようにしようということもございいます。それから三十三条になりますと「教科用図書等の掲載」でございいます。これは現在では修身、國語の読本に抜粋収集する場合におきましては出所を明示すればよろしいということになっておりますが、この場合には、文化庁長官が定める補償金を払わなければならぬというようにしておるわけでござい

ます。それ以外の他の教育機関における複製」というのも、ここにございいますように、「教育を担任する

る者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には」ということで、当該担任の先生以外の人がたくさん複製物をつくつてみんなに配つたりするようなことのないようにしよう、そしてしかも、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」たとえば、ワークブックなどで、ちゃんと印刷して出ているものをさらに一部だけ買つて、子供に五十部全部やつてしまふというやうなことはいけないので、これもそういう配慮をするというやうなことで、著作権の制限の規定につきましても一々要件をはつきりすると同時に、必要な場合には補償金を払うようにいたしていくというのが第一の点でございいます。

それから、たとえばもう一つは、先ほど来説明いたしました「裁定による著作物の利用」、放送のやうな場合も、裁定による強制許諾の点もござい

ます。その「公正な利用」が必要な場合に必要と

○須藤五郎君 それからもう一つ念を押しておきますが、「著作物等」という「等」について、長官は隣接権者をさしているものだといふうな回答でしたが、次長もそういう理解でいいのです

○政府委員(安達健二君) 長官の答弁のとおりで

○須藤五郎君 私はこれを逐条的にずっと質問してまいりたいと思つてますが、時間がかかりますので、きょうは重点的な質問をして、またこの次に逐条的な質問をさせていただきますと思つて

○政府委員(安達健二君) 第一節「著作物」、第十条ですね。この中に、一が「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」、二が「音楽の著作物」、三が「舞踊又は無言劇の著作物」、四が「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」、五が「建築の著作物」、六、七、八と、こ

○政府委員(安達健二君) これは例示でござい

○須藤五郎君 無言劇の著作権といふものはこ

○政府委員(安達健二君) 無言劇、パントマイ

演家ということになります。

○須藤五郎君 そうするとチャップリンだつて無

○政府委員(安達健二君) チャップリンの無言劇

○須藤五郎君 そうですね、あれは台本ではないので

○政府委員(安達健二君) チャップリンの無言劇

○須藤五郎君 そうですね、あれは台本ではないので

○政府委員(安達健二君) チャップリンの無言劇

ております。

○須藤五郎君 私はいくつかの著作権を持つことは賛成なんです、著作権侵害という点から申しますと非常にむずかしいですね。というのは、踊りのある家元、花柳さんなら花柳の家元が弟子に一つの踊り振り付けますよ、そうすると弟子はその振り付けられた踊りを持っていてはうばうで発表するわけです。それじゃこれは家元の著作権侵害になるのかという点にもなってくるわけですね。それで、著作権があるならば、まあ舞踊家、藤間さんでもだれでも、舞台上の踊る俳優に振り付けますよ、一つのね。するとその俳優がその振り付けの踊る場合に、その振付師の著作権を侵害しているのか、侵害してないというならばどういう形で守っていくのか、その舞踊の著作権というものはどういうふうに評価されていくのかという、非常にむずかしい問題が起ってくるんですよ。どうなんですか。

○政府委員(安達健二君) 先ほど来申し上げておりますように、振付自体を保護しておるわけでございまして、いま花柳のお師匠さんが弟子に振付をされたといつて、その弟子の人がそれによってまた舞踊をする、公衆の前で舞踊するというような場合は、そのお師匠さんは教えるときに、おまえには今後自分の振付を使うときには著作権を許可をしたよと、こういうのが普通であつたものを教へてもらえばその著作権の許諾があつたものといふことで踊りをされておるといふことでございませう。それを今度は、そうでない第三者がその踊りをまた踊るという場合には当然、理論的にはその侵害の問題が生ずるわけですが、それを立証するといふことがなかなかむずかしいといふことはございませう。それで、この舞踊なり無言劇の著作物については、それを固定を要件として保護するといふことも一つあり得るわけでございまして、ベルヌ条約などでは固定を要件として舞踊なり無言劇を保護すると、こういうことで、たとえば舞踊なり無言劇の保護の場合に、ちゃんとそこに振付の台本があつたり、あるいは十六ミリ

でとつてあると、そういうようなものがあつたときに初めてそういうものを保護するといふ保護のしかたもあり得るわけです。まあそういう考え方もかつて草案のときにはとつたわけでございませうけれども、しかし、舞踊については固定をしないといふと、保護しないといふのも理論的に一貫しないじゃないか、そこで、侵害の場合においては権利の保全といふところにつきましては、問題はあつたけれども、やはりその固定を要件としないで保護するといふのが筋ではないかといふことで、一応この舞踊または無言劇の著作物としてはその振付自体を保護するといふ考え方に立つて、それについてさらに固定をも要求するといふことはしないで、その振付があればその振付についてはこれを保護するんだと、こういうたてまえに立つておるわけでございませう。

○須藤五郎君 踊りは、家元さんというものがあつて、花柳なら花柳の家元さん、それが何かの踊りを自分で考える、そうするとお弟子さんにはそれを教えるわけですね。お弟子さんはそれを自由に変型することができないんですよ。やはり家元から習つたとおり、いわゆる名取さんになつて、家元から名取といふ一つの資格を与えられれば、花柳なら花柳の踊りを順守して、教わつたように忠実にそれを踊っていくといふのがこの名取さんの義務なんです。それからまた、それを自分のお弟子さんに教へていくといふことですね。だから、そこに著作権といふものがあるのかどうかといふことなんです。私はね、あるならば、どういふふうなその著作権が保護されていくのか、どういふふうな著作権といふものが認められていくのか、そこを私は聞きたいからこういう質問をしていゝわけなんです。どうなんですかね。

○政府委員(安達健二君) たとえば、花柳流の舞踊家がやつておられると、それを録画するといふ場合があるといふことです、その場合にこの法律によりまして、そこに振付があるならば、それを録画することは振付の著作物の侵害になる、無断

でやつた場合に、もう一つは実演家がそこで踊つてゐるわけですから、その実演家の踊りを無断で録画すると、実演家の権利の侵害といふ、二つの権利の侵害が発生するわけでございませう。したがいまして、そういう録画するといふようなことになりまふと、そこに著作権としての振付をした人の著作権と、それから実演をする舞踊家のその隣接権と、そういう両方を侵害することになるわけでございます。したがつてここに舞踊または無言劇の著作物を例示することは、そういう振付の著作権を保護することがはつきりしてゐるわけでございます。そういう意味におきまして私はこういうふうにはつきり固定を要件としないで保護するといふことの必要はそういうところにも出てくると、そういうふうな考えます。

○須藤五郎君 それじゃ、今後振り付けた家元が、自分の弟子が映画をとるとか、それから公衆の前で入場料を取つて踊る場合は、家元はそれに対して著作権料といふものを、使用料といふものを請求していいですか、いままでやつてないですからね。そこをはつきりしていかなければいけない、長官どうお考えになりますか。

○政府委員(今日出海君) 著作権料といふような形において取るか取らないかといふことはこれらの問題であります、従来これは非常にきびしいもので、家元が弟子に振り付けてやつたといふことはこれは必ず弟子は何かの意味でお礼をしていゝと思ひます。またどこかよそでそれをやつた場合には必ず花柳なら花柳家元振付といふものを番付に書いて、それを何回かやつた場合には、一回幾らというふうな形でないかもしれませうが、一門である以上弟子は家元に年に幾らかお礼を出してゐるはずであります。必ず断わりなしにめちやくちやくにやるといふことは、まあ、よほど悪い弟子でない限りなかつたと思ひます。しかしこれからこういうものができた以上、これはもう少ししかた苦しい意味になるのじゃないか、そういうふうな考えられます。

○須藤五郎君 それは何かのお礼はする場合

もありませんよ、今さん。しかししない場合もある。早い話はいくつかのことが一つ。京都の都おどり、新橋演舞場の春のおどりなどは、そうすると花柳なり藤間の先生が行つて、若柳さんでも何でも、それで芸者衆に踊りの振付をしますね、その人たちはあそこで踊つてゐるわけですね。その踊りに対してはもとより著作権があるのかどうかといふことです。それからその芸者衆がお客さんに座敷に呼ばれる場合があるわけですね。それで座敷でお客さんにあそこを踊りがいいから、あそこを踊りやってくれといふた場合に、やっぱり踊ると思ふんですよ。その場合にはたして著作権料を払うのかどうかといふえらい問題があるわけですよ。だからこの際私は、そこまでやつぱり掘り下げて審議しておく必要があると思ふので、こういういろいろな例をあげて言うのですが、どうですか、そういうときにどういふふうなそれを評価して、どういふふうな認定していくのですか。

○政府委員(安達健二君) その振付といふものに著作物性があり、その振付者が現にあり、

〔理事永野鎮雄君退席、委員長着席〕

そういうふうな場合においてその振付に従つて舞踊をするといふ、そして公衆に見せるというふうなことになる、そこに当然振付の著作権の権利といふものはあるという状態だ。その場合に弟子、芸者さんが踊ることについて、あるいはそれを見せることについて、通常は著作権の許諾を黙認して与えておるといふことが長官の言われた、ちゃんと名取料を払つてそれからまた年に一月々ではないでしようけれども、一応のものを持つていく、そういうところに一種の黙示の著作権使用の許諾があるといふこともあるでしようし、あるいは一方、著作権者側である振付者が、その著作権を主張しない。よろしい、おまえの弟子がやる場合には、おれは何にも要求しないよといふようなことも、もちろんあり得るわけでございまして、そういう面からして、特にそういう要求がない限りは、そこに一応そういう状態におい

て黙示で著作権の許諾をしたか、あるいは著作権者が著作権を行使しないというような状況においてそういうものが行なわれておる、こういうようなことだろうと思います。

○須藤五郎君 まあその辺でとめたいと思います。が、先ほど今さんがおっしゃったようなことがあつたために、逆に今度、非常に封建主義的なものが今日まだそういう社会にはいろいろ残つておるのです。だから、そういう封建的なものはなくしていかなくてはならない。なくしていくならば、この法律に従つて著作権料というものを払つていくという形にすれば、家元のところへ毎年、盆、正月にどれだけのものか知らぬけれども、持つてお礼にいくというふうなことも、そういう封建的な形もなくなつていくだろうと思ふのです。だから私はやはり著作権を守つていくことはいいいだらうと思ひます。しかし、それを守るためにどう守つていくのかという点がいまなかなかむずかしい点です。まだたくさんありますが、一例をあげたわけでは。

それからその次に、四の「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」こうなつておりますが、これは四十一年四月の著作権制度審議会の答申、この四ページを見ますと、ここには「舞台美術」「舞台装置は、それが美術の範囲に属する場合、著作物として保護されるものとする。」という一項がこの答申には入つておるのです。ところが、今度の著作権法を見ますと、その「舞台美術」ということがなくなつてしまつておるのですが、この「その他の美術の著作物」の中に舞台美術も含まれておるのですか、どうなんですか。

○政府委員(安達健二君) 「その他の美術の著作物」に含まれるものとして立案をいたしておるわけでございます。「その他」の中には、書とか、あるいはいけ花、あるいはウィンド・ディスプレイ、そういういろいろなものがありますので、ここでは特にそういうものは掲記しておりません。

が、「その他」の中に含まれるつもりでございます。

○須藤五郎君 もう一べん念を押しておきますが、それじゃ舞台美術、いわゆる舞台の背景、背景のデザイン、そういうようなものは、この「美術」の中に含まれておるのですか。

○政府委員(安達健二君) この答申にもございまして、「舞台装置」ということでございまして、その衣装とか、照明とかを含んだ全体の舞台美術という、舞台効果全体というところとございまして、その舞台装置というふうなものが保護されるものである。舞台の効果全体、照明とか衣装も入つた、そういうものは、ちよつと保護ということとは非常にむずかしいでございますので、ここで言つておるのは、いわゆる舞台装置というものでございまして。

○須藤五郎君 それは間違ひありませんね。それじゃ舞台装置は「その他の美術」の中に含まれるとしますね。そうすると、私の親友に田中良さんという日本人でも有名な舞台装置家があるのです。あの人が書いた、菊五郎が好んで踊つた「保名」という舞踊、今長官もたびたびごらんになつておると思ひますが、あの背景は非常に美しい菜の花の咲いた、桃の花、菜の花という非常に美しい背景ですが、もしもあの背景が今後だれかによつて、どこかの劇場で使われるとするならば、これをかいた田中良さんのところに著作権料というものを、いわゆる使用料というものはいくのですか。

○政府委員(安達健二君) 当然著作権者の許諾を得なければならぬ。その場合に、田中先生が幾らを要求されて、幾ら払われるかは別として、その著作権者の許諾を要するというところでございまして。

○須藤五郎君 それじゃ無断で使用する場合は、やはりこれは罰則の対象になりますね。

○政府委員(安達健二君) まあ舞台装置の場合には非常にアイディア的な要素というものもありますから、なかなかむずかしいでございますけれども、

一応その舞台装置と全く同じもの、そういうようなものをつくれれば、その最初につくつた著作権者の著作権を侵害することになる、こう考へていただいたらけっこうだと思ひます。

○須藤五郎君 これは昔の話をしようですが、中里介山さんが「大菩薩峠」という小説を書かれたましたね。あのときにさし絵を書いたのが、石井鶴三さんだったのですよ。そのときに、あのさし絵の著作権がだれに帰属するかというところで、もめたことがあつたのです。それで私たちは、当然さし絵は、絵をかいた石井鶴三さんに著作権がある、こういうふうな判断しておりました。ところが中里介山さんはがらうで、なかなかきまらなかつたのですが、しまいに中里さんがもうそれはおろしてしまつたわけなんです。それで石井さんにその著作権があるということに、まあまあなつておるのですが、そのときにこの点をもつとはつきり論争して、はつきりきめておけばよかったのですが、あまり突き詰めた論争なしでこれが簡単におさまつたために、今日まだそういう点もはつきりしないのですが、新聞小説あるいは小説なり何なりさし絵というものの、そのさし絵の著作権は、そのかいた画家にある、こういうふうにはつきり申し上げていいのですか。

○政府委員(安達健二君) さし絵の著作作者なり著作権者は、そのかいた人にあるというのは当然だと思ひます。

○須藤五郎君 それじゃその次の五に「建築の著作物」というふうに出ておりますが、早い話が、京都の昔の古い建物には著作権はもうないかも知れませんが、もしも、しかし、りっぱな一つの建築をつくる。それに似たような建築をまたやると、それはやはり——あの帝国ホテルを建てたライトさん、そのライト式の建物、あれには著作権というものがあつたことになりませんか。それを模倣したようなもの、それは著作権法違反になるのですか。

○政府委員(安達健二君) その模倣というものの程度の問題等もございしますが、それと全く

同じような建物を建てる、そのものものが著作物であれば当然そういうことが起こるわけでございます。

○須藤五郎君 今度は第二款の著作者の人格権というところについて飛ばしますが、人格権の期間というのは、どれだけなんですか。

○政府委員(安達健二君) これは五十九条に「著作人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することとはできない」とあるわけでございます。いわゆる著作人格権というものは一応本人の生きてゐる間、ということになるわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、著作者が死んでしまつと、人格権というものはなくなつてしまふわけなんです。

○政府委員(安達健二君) 形式的にはなくなるのですが、その五十九条のすぐあとの条文中で「著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護」ということで、著作人格権というものはなくなるけれども、それと同じようなものがこの法律によつて保護される、こういうことになりまして、実質的には著作人格権は永久だといえるのですが、形式論としては、著作人格権は一応本人の生きておる間だということ、こういうことになりまして。

○須藤五郎君 そうすると、いまあなたがおっしゃつた後段ですね、後段には期限がないわけでしょう。ですから一口で言うならば、人格権というのは永久である、こういうことがはつきり言えると思ふのです。それじゃ人格権の内容は、これは一体何なんですか、人格権というものは思想なんですか、何なんですか、これは芸術家の今さんにお答え願ひたいですがね。官吏の答えじゃどうも困つちゃうのですがね。大臣でもいいです。

權として保護されているわけですが、その著作物はその著作物が世に出ることによって、その自己の名譽というものにかかわりが出てくるわけですから、したがって、その著作物との間において、著作者が有する人格的利益というものが著作者人格權の法域である、こういうことになると思います。

○須藤五郎君 何で私こんな質問をするかという
と、さっきあなたが、著作者が好まず死後まで発
表しなかつたものがあると、ところが、いつまで
も発表せぬというのはおかしいじゃないか、だか
ら著作者が死んでしまつて著作者に著作権がな
くなれば、五十年も済んでしまつたら、それは発
表していいじゃないかという、さっき私は答弁が
あつたように思ふのですよね。そうすると、それ
は永久に守られるべき著作権、著作者の人格権と
いうものが、死んで五十年たつともう無視されて
いくのかということなですよ。そこで私はそう
いう質問をする。これは芸術家にとりましては財
産権より以上に人格権というものはとうといので
すよ。だから石川達三さんなんかはそのことを常
に言つてらつしやるのです。われわれの人格権は
尊重されなければならない。もしもわれわれが死
んで何年かたつて著作権がなくなつたときに、石
川達三さんの作品のあるものと、とんでもないつ
まらぬ作品とを結びつけて一つのものに構成され

て発表されたらたまらない、がまんがならないじゃないか、だから人格権というものは財産権より以上芸術家にとってはとうといものであり、また守っていかねければならぬものだ、こういうことを石川さんがあるとときおっしゃっていましたよ。ところがあなたの意見だと、石川さんがこれは発表してもらいたくないぞということで発表しなかったものが、石川さんが死んでしまったあと、いつまでもそれをお蔵にしておくのはおかしいじゃないか、発表しても差しつかえないじゃないかといって発表するとすると、作家の思想というものの、考えというものはそこで無視されてしまふことになるのですよ。そこで私はそれはどう

なんだと、人格権はその作家の持つておる思想を尊重するのか、何を尊重するんだと、こういうことを私は言いたいです。

○政府委員(安達健二君) この六十条のただし書きに、「その行為が当該著作者の意を害しない」と認められる場合は、」ということでございます。したがって、先ほど非常に大ざっぱに申し上げましたけれども、たとえば、この本は未来永劫に発表することはいいけないというように言われた場合と、黙って、その場合残った、いわゆる遺著でございますね、そういう場合とではやはり「当該著作者の意を害しないと認められる場合」というのが非常に違ってくると思いますね、実際問題としては。だからそういう全体的に考えて、そういう行為が当該著作者の意を害しないと認められるかどうかということとは、著作者の意思というものと、それからその社会的事情その他の事情の変更、あるいは年数とかそういうようないろんなものを総合的に考えなければいけませんから、したがって、こりゃんざいこのものは一切発表まかりならぬという場合にまでこの「ただし、」が適用されると少し極端になると思ひまして、少しく一般的に申し上げましたけれども、そこは「当該著作者の意を害しないと認められる場合」、そういう場合でないとこのただし書きが動かないということでございます。

○須藤五郎君　生きてゐる間ならその作者に、これはこういうふうに表示してもよろしいかと言つて尋ねることでできますよ。しかし死んでしまつたあと、尋ねることでできないでしょう。そうすると「害しない」という認定は使用者が認定するのであって――だれが認定する。作者の考え方というのはそこでもう無視されてしまうことになるじゃないですか。

○政府委員(安達健二君) 著作者の死後の人格的利益をどのようにして守るかという大きい問題がございます。これにつきましては百六条というのがございまして、「著作者の死後においては、その遺族(死亡した配偶者、子、父母、孫、祖父

母又は兄弟姉妹」というものがその遺族になるわけです。その者がまず死後における人格的利益を守る。それからもう一つは、第三項で「遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。」ですから自分の人格権はたとえば文芸家協会においてやっても構わない、あるいはこれは須藤五郎さんにやっても構わない、そういうことを遺言した場合は、その団体またはその個人がその利益を守っていく、こういうことになるわけです。そういうようなことで著作者に最も親しい人、またその著作者の意を十分わかる人、そういうような者が人格的利益を守っていいこう、こういうことでございまして、

○須藤五郎君 財産権ならば、子供、孫、曾孫、
ずつと譲渡を受けて財産権を受けていくということ
とはこれはあり得ることですよ。しかし人格権と
いうものは子供と親の間でもう人格が違ってくる
のですよ。まして孫や曾孫になれば、おじいさん
がどういうことを考えてこの作品の発表を拒んだ
かということとはわからないですよ。孫になったら
欲の一点張りで、おじいさんが発表いやがったも

のでも発表してくれ、そうしたら自分のところへ金が入ってくるじゃないかというような気持ちで、おじいさんの意思を無視して発表してしま場合だって起こってくるのです。だからやはりこの人格権というものは、やはりそういう「ただし」というようなことばだけじゃないに、作者が発表を好まなかったものは永久に発表しない、こういう形が私はほんとうだろうと思うのですよ。

同様に、今度アメリカから戦時中軍部に強制的にかかされた絵がたくさん返ってくるでしょう。ところが日本の画家でもあれを好んでかいた画家ばかりじゃないのですよ。軍部の圧力でかいた人が相当あるわけなんです。だからあれを展覧会に出そうというときに反対して、あんな絵並べてもらいたくないという意思表示をしているものだってあるわけですよ。まずその画家の意見を私は尊重すべきだと思うのです。文部省としましても。だ

から発表してもらいたくないというならばそれはもう発表しないで、むしろその画家にその絵は返してしまわすべき性質のものだと思うのですよ。絵の問題は改めてまたやりますけれども、同じことが絵の芸術の分野で言えると思うのですよ。だから私はこの人格権は思想が何かと言ったのはそこんです。芸術家がこれは発表したくない、それには何かの理由があるわけですね。だからやはりその創作をした人の、作家の、著作者の意見を尊重して、あなたのさっき言ったような、あんなことばで表現すべき性質のものじゃない。役人さんはそんな無責任なことを言うけれども、作者の立場になるとそんな無責任なこと言っておれないですよ。なぜならば、作品は自分たちの産んだ大切

な子供なんです。だからその子供が人から非難されるようなものは発表したくないのです。だから考え方を私は作者の立場、芸術家の立場に立ってこの法案を、法律をつくってもらいたいのですよ。佐野課長は音楽の面は非常に詳しいようですから、音楽の面は比較的良好でできているのですがね。ほかの面にいくとどうもできが悪いのですよ。それは今さん答えてくださいよ。

○政府委員(今日出海君) 著作者の意を害しない
ということが非常に問題だと思ふですね。先ほ
どから死後五十年を保護すると、こういつて、そ
れからほつたらかしたというようにお考えの方も
あるだろうと思いますが、私は、ほつたらかすの
じやなくて、それは國のもの、國民のものに帰す
という考え方で、むしろ、須藤先生の言い方をす
れば、現在、國が守らぬからだけれども、もし
守るならば著作権なんかないほうがいいとおつ
しやつた。まことに私はそのとおりだろうと思ひ
ますが、五十年後は國のものになると、また、國
のものになるような作品というのが私は大事だ
と思ふのですが、まあそういう偉い作家になりま
す、全集が出ます。そうすると、書簡集、日記
というようなものがどうしても全集には欠くべか
らざる要素なんです。これは作家が、発表しよう
として、発表してもらうために日記は書いてない

と思うのですよ。しかし、これは、その作家を研究するためには非常に大事なことになるです。

また、これはフランスに例をとりますと、サント・ブーブという、十九世紀に批評というものを最初にこしらえた人なんです、このサント・ブーブというのは非常に意地の悪い男で、りっぱな批評家でありましたけれども、まあこれはちょっと発表するのは控えようとしてひそかに書いていたものがあるのです。しかもそれに表題をつけて、「わが毒」という題をつけて筐底深くしまっていたものがある。こういうものはサント・ブーブはやはり出したくなかったのだらうと思うのですが、これは、サント・ブーブの価値を、こういうことを考えていたのか、こういう人間であつたのかという、サント・ブーブ研究には非常に大事な文献なんです。こういうことを考えますと、人格権の永久保護というようなものも、これも一つの考えようで、そこに、ひとつ出したほうが、また死後五十年後に出したほうがいいんじゃないかというような考えも、私は文学の分野から言えるのでございます。

また、エッフェル塔、一八八九年にあれを建てたのですが、あれが非常に反対を受けた。その反対論文を全部あのエッフェルという人は切り抜いて、五十年後に発表せよと遺言をして、箱の中に密封したわけですが、さて五十年後にあけてみると、どえらい人が反対しておるのです。何だ、五十年後のことはこんな偉い人でもわかっていなかったのかというようなことがあるので、これは遺族があえて発表しなかった。こういうような事実もありまして、これは未来永劫にわたって発表しないとかするとかというようなことは、孫や曾孫は、さつきおっしゃる通りに、やっぱり人格権は擁護するかもしれないけれども、人格はどうもみなおやじの言うとおりににはならない。だから、やっぱりそういうようなことを、社会が社会のものとしてこれを考えるというような考え方も私はできるんじゃないか。ここにやはり社会的な変化に応じてというようなことを入れたのは、私

は、そういう意味で、あくまで守るとかといううなことも、これは百年先のことはちょっとわかりにくいというのですね。ですから、そういう点で、これは守り抜くとか、いや百年くらいたてばまあいいのじゃないかといううなことをいままらどうもはつきり述べがたいのじゃないかなと思うのです。

○国務大臣(坂田道太君) 第六十条は、いま文化庁長官から御説明がございましたように、基本的にはこれでできるだけその人格権を守ろうという意思が秘められておる。こういうふうなひとつ御了解をいただきたい。須藤五郎先生はもうこの世の中にたつた一人の方で、二度と再び須藤五郎という人は出てこないのです。過去にもいなかったのです。坂田道太という者もそのとおりだと思ふのです。それゆえに、やはり私はその人格というのはとうとうと、こう思うわけです。

それからまた、須藤先生が発表されたその作品というものは、これはまた須藤先生と違つた一つの人格を持ってこれはひとり歩きをするし、また、生命力を持つわけなんです。それほどに、作者としては、芸術家としては、それを残したいし、あるいはそれが多くの人達に、まあ音楽の場合でございまして、いい音楽として聞かれたいという願いがやはり芸術家にあるだらうし、それから文学者にとつては、その作品というものをそれこそ国境を越えて読んでいただきたい、あるいは子孫永遠に読んでもらいたいという願いというものがやはりあると、こう見なければいけない。それをやはり守っていくのだという考え方はやはりこの中ににじみ出ているのじゃないかと、こういうふうなひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○須藤五郎君 いま長官や坂田文部大臣からお答えがありましたね、まあ芸術家としてはやっぱりそうありたいのですね。ほんとうに自分たちのつくつたものがいつに保存され、そうしていつに発表されるような時代をいつも夢みているのですよ、坂田さん。

○国務大臣(坂田道太君) そうです。

○須藤五郎君 ところが、そういう時代がはたして来るかどうかということが一つの問題でありまして、そのために、芸術家は、自分のものがゆめめられてしまひやしないかという懸念が常にあるわけなんです。だから、やはり芸術家の人格というものは、いまおっしゃつたやうになかなかむずかしいのです。どういうふうな守っていくかというところは、これは芸術家の人格そのものは、思想そのものはあくまでも尊重して守っていくという立場に立つてこの法案がつくられたものと、まあ現在のところそういうふうな私にも理解しておきますが、どうか、これから行政官としても、運営していく場合も、そういうような方向でこの法案を運営していただきたいと思います。

そこで、この問題をはずしてほかの問題に入りますが、芸術家のつくつたものに對する改変ですね。その人格を尊重するという立場です。改変は許されるのか許されないのかですね。

○政府委員(安達健二君) 第二十条によりまして、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、削除その他の改変を受けない」、ですから、芸術家の意に沿う範囲内においては改変はあり得るということになるわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、先ほどの質問で、人格権は永久のものだというその答えから出てくるのは、私は、ベートーベンの音楽にしてもチャイコフスキーの音楽にしても、やはりベートーベンの音楽にしろ、チャイコフスキーの音楽にしろ、もう死んで百五十年になつてもやはりあると言わなければならぬと思う。ところが、そのベートーベンの音楽に対して、ベートーベンの嗜好、好み、それと全く合わない何というかわれ方といひますか、早く言えばジャズですね、こういうやり方にベートーベンの音楽が使われておるといふこと、これは私は法的に規制しなければならぬと思ふので、まあ一例を申し上げますならば、坂田さん、ベートーベンの「運命」というシン

フォニーありますね。あのテーマはダダダダダというあそこから始まるわけですね。ところが、それをジャズに編成する場合に、リズムを変えて、シンコペーションにしたり付点をつけて演奏したりする場合があるわけですね。まるで、ベートーベンの考え、思想とはまるなです。だからそこで私は、人格権というものは思想なのかという点を私はお尋ねしたわけですが、こういうことが最近方々でやられるわけなんです。チャイコフスキーの音楽もやられてますよ。ベートーベンはゴッホの音楽などにこういうものが使われているんですよ。それに対しては文部省としてはどういう処置をとつていこうとされるんですか、どうなんですか。この法でそれが規制ができるんですか、どうなんですか。

○政府委員(安達健二君) 非常にそれはむずかしい問題でございまして、そのベートーベンの、もとなつたものを改変するという場合、まあ一種の翻案すると、新しくアレンジし直すといううな面からいいますと、翻案権の問題としてこれは著作権、いわゆる財産権としての著作権の問題になるわけです。そこでもう一つは、その場合の同一性の問題。ベートーベンの場合の著作権はもう切れておるわけでございますから翻案を許諾する権利はないわけでございますからもう人格権の問題になるわけでございます。で、その翻案の場合においての人格権の問題は一応外面形式の変更ということとは、これは編曲、翻案という場合には、翻訳とか編曲、翻案の場合に当然あり得るわけなんです。問題はその内面形式そのものを改変する等の場合において大きな問題になるわけでございます。その場合に、その改変したものをベートーベンの曲であつて、そのベートーベンの曲をやつておるんだということになると、それがベートーベンの内面形式をかりにアレンジしたものとしてみてもこれは人格権の問題になるわけでございますが、そういうものでなくて、全くベートーベンは関係なしにそれを改変するということになると、これはちょっとベートーベンのつながりが関係がなくな

なってくるわけですから、その場合には、ベートーベンのいまおっしゃった「運命」なら「運命」のその楽奏なら楽奏というものをベートーベンのものとしてやるならば、これはやっぱり著作権、人格権の侵害となるんですが、そうでなく全く別個のものとしてやる場合についてまでベートーベンの人格権の侵害ということには至り得ないのではないかと、そういうふうに考えます。

○須藤五郎君 今さん、芸術家の立場でいまの次長のような解釈でそれで満足できるんでしょうか。私は満足しませんよ、そんな解釈で。

○国務大臣(坂田道太君) これは私も須藤さんと同じように、近ごろテレビやあるいはラジオ等においてそういうようなものを聞きます。実に不愉快に思われるわけでございます。しかし、これをそれじゃ法律的に規制しろといつてもこれまた非常にむずかしい問題。結局は私は音楽愛好家あるいは音楽家、その人たちが自発的にそういうものなことを起させないような、ああいうことが生じないように国民的雰囲気といいますが、そういうものを一つつくっていくという以外にこれを防ぎ得るものはない。したがって、先ほど来須藤さんおっしゃるように、世の中が一体こういうような人格権を認めるような世の中になっていくのか、それとも逆にそういうものはないものか、というふうな世の中になっていくのかというところが、まさにわれわれ政治家に課された課題である。したがって、そういうようなものは自然と国民のあるいは音楽を愛好する、あるいは人を愛する、芸術を愛する、あるいはそういう人格権を尊重する人たちがたくさん出てくる世の中、社会であつたならばこういうものは守られていくということに望みを託して、われわれは一片の法律だけでこういうものを規制はできないと、だからこわれわれが世の中をよくしていかなきゃならぬと、こう思うわけでございますが、ただいまのこの法案は現行法よりもそのような人格権を一步

やっぱり認めるような方向に進んでおる、こういうふうにとつと御理解いただきまして御了承を願いたい、かように思います。

○須藤五郎君 それはね、ああいうベートーベンの音楽なんというのはね、あれは私は、普通の音楽と違って人類に対してものはかなり知れないだけの影響を与えていた音楽なんです。あれを聞けばやはり心が慰められる、また勇気づけられる、あらゆる面で与えてきたもう人類の宝ものだと思つてゐるんです。だからああいうものはいつまでもやっぱりつばな形で私は残していくべき性質のものだと思ふんです。ところがそういうやり方は義務だと思ふんです。ところがそういうやり方は世の中がくるんじやなしに、坂田さん、現在の中になつて、それで何でもベートーベンのあの「運命」のシンフォニーをジャズ化したらばかしたような扱い方をなせしていかなければならぬか、そんなものは自分でつくつてできるものですよ、ああいうものは。なぜベートーベンの音楽を使つて運命ゴーゴーとかなんとかというような名前をつけて、そしてあんなものをやつていかなければならぬか。政府としてもそういうことはやはり規制していかなければ文化国家として恥ずかしと思ふのですよ。ドイツで、ドイツ人がベートーベンの音楽を聞くときは、ほかの人の音楽を、シュトラウスなんかの、あるいはヨハン・シュトラウスの音楽を聞く場合と違った態度ですよ。私は、ベルリンで、フィルハーモニーのベートーベンのシンフォニーを聞きに行ったが、みんながしーんとしてね。教会の中へ入つたような雰囲気、そしてスコアを見て、その音を聞いて、そしてもうほんとに緊張してゐるんですね。ああいう受け取り方をしている。日本ではあれをジャズ化したジャンジャカジャンジャカゴーゴー踊つてゐるの、それなら私はほんとにドイツ人に対して顔向けできないような恥ずかしさを感じるんですがね。せかつく著作権法という法律をつくる

以上は、せめてそういうことは必要に法的に規制していくということが私は必要だと思ふんです。人格権は永久にあると云いながらもう今日その人格権が無視されてああいう侮辱を受けているんですよ、ベートーベンの音楽そのものが、ベートーベンの音楽が侮辱を受けるということとはベートーベン自身が侮辱を受けるということではないですか。そういうことを私は考えていかなければならぬと思ふのですよ。

○国務大臣(坂田道太君) おっしゃることはよくわかるわけですが、まあ最近ジャズもあるいはゴーゴーもいろいろありますけれども、一面においてクラシックを愛好する層というものも非常にございまして、それから学生たちも最初はそういうことであつたのがだんだんやはりベートーベンやシューベルトやチャイコフスキーやというふうな、そういうクラシックに対してこう興味を持つというふうなだんだんできてゐる面もあるわけなんです、それからたとえばベートーベンの第九なんかでも日本くらい上演されてゐる国はないんじゃないかというふうに思ひます。私も学生時代、アンデフロイデをへたなコーラス員の一人として歌つたものでございまして、十分須藤先生のおっしゃることはよくわかるわけでございます。その意味合いにおいて、われわれの文化行政におきまして、今長官を迎えて大いにこの文化行政の向上、特に地方文化ですね、地方の文化というものを振興するということに重点を置いてやつていただいております。ところが、私も、私もともどもにそういうような文化国家を建設したいと考えておるわけでございます。

われ音楽家として忍びがたい。だからそういうやり方をする人を、ベートーベンの名誉の棄損だという立場に立つて、また音楽家に対する侮辱だという立場に立つて、また音楽家に対する侮辱だといふことができるんですか、どうですか。

○政府委員(安達健二君) ただいまお話しのようなことは、先ほど文部大臣からお話ございましたように、一般の国民の文化意識の向上と申しますか、あるいはまた別途な方法によつて考えられるべきこととございまして、著作権法によりましてそこまでのベートーベンの人格を保護するということとは、著作権法としては困難であらうと思ふ次第でございます。したがって、そういうような訴訟につきましては著作権の問題ではなくて、一般の民法上の問題としてそういうものが成立するかどうかという問題として考えられるべきものであると考へるわけでございます。

○須藤五郎君 時間が迫つてまいりますからもう一点だけ私きょう質問しておきたいと思ふんですが、映画の著作権の帰属の問題です。これは昭和四十三年四月二日の閣議決定第五次案ですね。それとこの二十九条とは内容が違つてゐると思ふんですが、その第五次案の中には、「映画の著作物の著作権は、その著作物が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束してゐるときは、契約に別段の定めがない限り、当該映画製作者に帰属する。」これが第五次案の内容だつたと思ふんです。間違いないですか。

○政府委員(安達健二君) そのとおりでございます。

○須藤五郎君 それじゃ今度の著作権の二十九条からこの「契約に別段の定めがない限り」という条項はなぜはずされたんですか。

○政府委員(安達健二君) 映画の著作権の帰属について、著作物の契約による留保というものの余地を残すかどうかという問題でございましてけれども、この点についてさらにその後検討をいたしたわけでございますけれども、映画の利用に関する権利関係を明確に簡明にして、映画の利用を円滑

にすることになりますと、やはり著作権
審議会の答申に返って、「契約に別段の定めのない限り、」というような文言は入れないほうがよいと、こういう判断に立ったわけでございまして、ただ、このことは先ほど来話が出ておりますように、映画の監督等の著作者が映画製作者との間において、映画の利用に関して契約することはもとより可能でございますし、私どももいたしましてはこの規定があるからといって、そういう契約ができないというようなことはあり得ないということをご十分周知徹底をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 それならば、「契約に別段の定めがない限り、」という条項を省く必要はないじやないですか。私の聞くところにやりますという、この「契約に別段の定めがない限り、」という条項が入ったときに、大映の永田社長がやってきて、そしてこの条項をはずせと、こう永田社長が言ってきたからはずしたということを書いておるんですが、これをはずすということは映画製作者、いわゆる会社ですね、映画会社の利益を一方的に守るものであって、映画監督をはじめ映画の著作、これらの権利を無視しているものじやないですか。ただ、つくればつくりつばなしで、でいた日からその映画に対する権利は全部会社にいつてしまつて、いわゆる監督や俳優そういう人たちに何ら権利が残っていないじやないですか。どうしてですか。

○政府委員(安達健二君) この映画は多数の芸術家その他を集めてつくられるところの総合的な芸術作品でございます。同時に、映画の著作物自体が商品としてつくられるものである。そして映画の著作物の場合におきましては、先ほど来申し上げておりますように、映画の製作に発意と責任を有する製作者というものなしには、これは会社であることもございまいし、あるいは先ほど今長官言われましたように独立プロというプロダクションの場合もございまいし、いずれの場合におきましてもういものが映画の製作に寄与

をいたしておるわけでございます。その寄与という、またあるいは映画の著作物の利用を円滑にするということが、同時に映画の著作権者の利益を守るゆえんでございますから、したがって、そういう観点から、映画の著作物の著作権は映画製作者に帰属せしめて簡明にする。そうしてその後において——その後と申しますか、その帰属するということ前提のもとにおいて映画の著作者、監督者と映画製作者との間において映画の利用についての債権的契約を結ぶということにすることのほうが、映画という著作物の実体に即応し、また映画の利用を円滑ならしめる。これがまたひいては著作者の利益にも資するものである。こういう観点で契約に別段の定めがない限りというのは取ったのであります。

○須藤五郎君 それじゃ、いまあなたのおっしゃったことは、この当該映画製作者に帰属する、ただしとかなんとか言って、なぜあとへそういう各項をちゃんと入れておかないのですか。これはすべての権利が帰属しちやつてそれで実際の著作者は何ら権利を持たない。それは相談に乗るような会社もあるかもしれない、しかし相談に乗らない会社もある。相談に乗らないからといって文句の言いようがない。あなたの考えは、映画会

社がスタジオやフィルム代、金を出したりすることによって、映画のすべての権利はおれのものだと、こういう立場に立ってこの法案をつくられている。私は金为重点なのか技術が重点なのか芸術が重点なのか、そこらの考え方が少し狂っているのじゃないかな。映画会社は金を借りてくることができる。しかし監督の技術というものはよそから借りてくることができない。監督、俳優のすべての技術を評価しないで、金を出したからその映画についてのすべての権利はおれのものであるという映画会社のためにこの法案の二十九条はつくられているのじゃないか。だから映画の監督はみんなおこっています、二十九条に対して。これはおれたちの権利を無視している、おれたちはどこに権利があるのだというふうにおこっておりますが、

どうですか。あなた映画の監督さんたちの納得するような説明できますか。

○政府委員(安達健二君) この法律案で言っている映画製作者はただ金を出さただけというものじゃないのであります。その定義にございますように、二条の一項の第十号、映画製作者の定義がございますが、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」というように書いてあります。ですから、金を出さただけということじゃなくて、どういう映画をつくろうか、どういうスタッフでやろうか、あるいはどういう経費でやろうか、どれだけの日数でやろうかとか、そういう全体の映画というものの製作の発意を持って、そうしてそれを企画し、そうしてその著作物についての責任を持つという立場にあるわけであります。したがって、その場合に映画の著作権をだれに帰属させるかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、ほとんどの国において映画製作者に帰属させている、あるいは譲渡させている、あるいは推定しているということは、やはり映画というものの実体から映画製作者の寄与、あるいは映画の利用という観点からして、そうすることが最も妥当である、そういうことに立っているというわけでございます。

○須藤五郎君 それは映画会社の立場に立つての意見ですよ。映画会社の社長が映画の企画とかそういうことができる社長ばかりじゃないですよ。ぼくは映画界も知っておりますが、やはり監督が今度こういうものをやりたいという計画を立てて、そうしてシナリオライターが書いて、そうしてやるとしても、ここでプロデューサーという映画制作者、あなたの言っている製作者というのはなんでしょ、いわゆる大映なら大映、松竹なら松竹というその会社でしょ。会社を言ってるんでしょ、そうですね、間違いないですね。そうすると、その社長たちが考えるものじゃないんですよ。そこにはプロデューサーというものが一つあって、そして今度監督などと相談して、今度こういうものをやるうじやないかという相談をして

やろうと、こういう衆議一決になれば、その方向に向かつてスタッフが全部動くわけです。それは、会社の中には、社長の中には、おれはこんなもんやりたいというのがあるかも知れぬ。新東宝の大蔵さんのように、戦争ものやりたいのだと言つて、いまごろ戦争もの引っぱり出してくる人もあるかも知れぬ。しかし、それは戦争ものやろうということだけであつて、こういうふうにやろうという考えはあの人にはないですね。それはプロデューサーや監督が考えるものである。ところが、そういう会社の利益に立つてこの二十九条をつくつて、それを実際知恵をしぼり、頭をしぼり、技術を注入して、そうしてつくつた映画の帰属というものはそういう人たちになくして、単に金を出し、プロダクションの建て物を貸した、こういうものにすべての映画の権利が移つてしまふということ、これはとても著作者である監督や俳優、そういう人たちはがまんならないことじゃないですか。どういうふうにして説明しますか。

○國務大臣(坂田道太君) これは、やはり映画というものの作品の本質に根ざしておるものであつて、たとへば、確かに非常な意欲的な、そしてまたすばらしい監督が全責任を負つてつくるという場合も、これはありましよう。しかしながら、實際上はその原作者があると、あるいは脚本をやる人がおるでしよう。それから今度は監督がおるでしよう。それから、これは映す場合においてはカメラマンという者がおる。そうすると、装置については美術家がおり、音楽を入れなきゃならない。いろいろの人たちの創作意欲を持った人たちが一緒になつて、そして一つの作品をつくる。そこで、それじゃ監督に著作権がいくとすると、いや、おれのカメラマンはどうしてくれるんだと、美術のほうはどうするんだと、あるいは音楽のほうはどうするんだと、こういうような主張が繰り返されるといふことになれば、なかなか著作権をみんなに認めるというわけにもいかないというやうなことから、結局、今回の段階では、むしろそ

の特別の契約がある場合は別として、一応製作者に帰属するというのも、単に須藤先生おっしゃる通りに、メーカーだけの利益というために、あるいはメーカーだけのことを考えてこれを立法したというわけではないんで、しかもその根拠としては、先ほど長官からお話がいよいよしたように、たとえばアメリカ、それからイタリヤ、それからオーストリアでは著作権は映画製作者に帰属すると、こういうふうにはつきりいっておるわけでございますし、西ドイツにおきましても、著作権は映画製作者に譲渡されたものと推定する規定を設けておると、あるいはまた、イギリスにおきましても、法律上映画製作者に映画フィルムを利用する権利を認めておると、こういうことを考えてみますと、何もメーカーだけだということ意味じゃないんだけれども、実際の映画そのものというものがやはりつくられて、そしてそれが映写されて、そして入場してもらって、そして利用されてたくさんの人たちに見てもらっていることを前提とする以上、やはりそういう形において著作権というものがここに帰属するというのも、そう先生のおっしゃるほどふらちなことではないということが言えるんじゃないか。

しかしながら、おのおの協力いたしました人たちに對して、ちゃんと人格権といふものは認めている。それからまた、独立プロとか何とかいう場合は、その製作者と監督といふものが一緒の場合だつてこれはあり得るわけなんです。さういふことも考えられるわけなんです。まあこの辺が妥当なところじゃないかということで、(笑聲)判断をいたしまして、こういうふうな案文になったわけでございます。

作者のみにそういう気持ちがあるのじゃなくて、むしろ監督のほうがより気持ちが多いと思う。俳優、監督、ところで、私はこの点はいろいろ議論をしていかなければならぬ問題があると思ひますが、それは次回に私は保留しておきますが、一つだけきょう言っておきたいことは、映画をつくったその瞬間に、当該映画製作者に著作権が帰属してしまふということ、もう映画を実際につくった著作者の権利といふものはここでなくなつてしまふのですね。そのために、せっかく映画を監督がつくりながら、いわゆる製作者、この会社の意向、一方的な意向によりまして、この映画が蔵になつちゃう、蔵の中に入れられてしまふわけですね。そうして、日の目を見ないということがずつと起つてくるわけですね。この著作者に権利がないからそういうことが起つてくるわけですね。また製作者である会社は、著作者の意向を聞かないから、そういうことがある。尊重しないからそういうことが起つてくるのですが、今日まで劇場面でお蔵入りをした映画をあげますと、谷口千吉さんの「赤線基地」、それから小林正樹さんの「壁厚き室」、大島渚さんの「日本の夜と霧」、日活の「私の捨てた女」、吉田憲一さんの「朝霧」、藤田茂八さん、河部一夫さんの「日本の若者」、それから成沢昌茂さんの「雪夫人絵図」、それから鈴木清順さんの三十本の作品は、日活との契約が切れているにもかかわらず、日活のカラーに合わない、日活の社風というのですかね、合わない。内容がわかりにくい、こういう理由で出されていらないのです。映画監督は自分の子のごとく、俳優も自分たちの芸術をつくる、一生懸命つくつたものが、いわゆる会社の一方的な意向によってそれがお蔵になつちまうんですね。一体こういうことは許されていいものかどうか。

は、その芸術家たち、著作者の全生涯を抹殺されてしまふことなんです。そういうふうになつてしまふと、この一項で著作権といふものがなくなつてしまふからそういうことがなされてしまふ。そういう危険すらあるわけですね。いま現在やられているかどうかというところは、私はまだ調べておりませんが、いわゆる会社の意向にそぐわぬ、気に入らぬというところで焼き捨てられても映画監督はこれに對して文句を言えないのです。文句を言う権利がなくなつてしまつてゐるわけですね。著作者としての権利がなくなつたから。そういうことが今後もし起ると思ふのですが、こういうことをそのままにしておいて、そうして日本の映画芸術といふものは発展していくのかどうか、それは映画会社は金をもうけるものかどうか、それすらもわからぬ。いわゆるエログロの映画をつくらすかしらぬが、りっぱなものは映画会社つくらぬという、こういう状態がずっと続いていくならば、日本の映画芸術といふものはこれが発展していくんですか、どうですか。文部大臣どうお考えになりますか。

○政府委員(安達健二君) 著作権といふものの性格の問題になるわけでございます。ある人が非常に熱意を込めて作品をつくつた。その人は著作権を持つてゐる。しかしながらその出版社が出してくれないければ、これは永遠に世の中に出ないわけですね。著作権といふのは自分のものを複製する権利、放送する権利でございますけれども、権利の実体としては無断で放送されない、無断で複製されない権利になるのです。ですから、放送する権利があるからといって、放送局へ押しかけて行つておれりものは放送するといふわけにはいかない権利でございます。したがって、いまの問題は、この二十九条とは全然関係がない。これは著作権といふものの性格からそういう権利の内容である、こういうことを御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(今日出海君) 全く須藤さんのおっしゃることも私は非常によくわかるし、また私も実は映画の監督でありましたから、その気持ちをくんでくださるということには非常に私にはありがたいことだと思ふ。思ひますが、また映画会社といふのはある時期にそういうときがありまして、非常に利益追求といふことに一生懸命になつたときがありまして、必ずしも利益になるとは限らないので、このごろのように一向当たらないという時代もある、いろいろ映画会社の中にも消長があると思ふんです。いまの製作者は確かに著作権を持つてもうける場合もあるし、また非常に損する場合もある。いままでに監督なり、カメラマンなり、シナリオライターなりが非常に損害、リスクのときあった監督はだれもない、会社だけが損しているという場合もございます。また、いま黒沢監督のような名人があらわれまして、これは東宝と契約を結んでこの著作者が東宝のプロデューサーと、それから黒沢君と二人が共同の著作権保有者という場合もありますし、そのときのリスクも彼が負担する。また、もうけたときにはこういうようにしようといふ非常にこまかい契約を結んで共同著作権者になつておるといふ場合もございます。一がいにあつて監督がこれだけの労苦をしたんだから、監督監督といふ監督を非常に擁護する声が監督協会あたりなんかがよく発しておりますけれども、確かにそういう面もあるけれども、また私は必ずしもそうは——監督だけに著作権者となるということがいまだかつてよその国にもないし、日本でも独立プロ以外はないのであります。これを本法で何かそこをただし書きをつけないやないか。これで十分意味は通るし、またそこで監督と著作者の間に契約といふものを妨げない、黒沢君のような契約もしているし、もつと素朴な、もつと直截にして真実な契約を結ぶことは私はできると思ふんです。これはいままで契約をしなかつたといふところにかえて、しない人もあつたといふところに習慣上の欠点、弱点があるので、私は大いにこれから契

約によってやっぴいかなきやならぬという、契約意識というものを高揚しなきやならぬとも思ふんです。

○須藤五郎君 今長官のおっしゃる通りに、契約というものをしななければいかんと思ふのです。そこで、私はここに「契約に別段の定めがない限り」と、こういう条項が入っているんだらうと思ふのです。今さんのおっしゃるようならば、この条項を生かしておいて、差しつかえないと思ふのです。ところがこれがないために、契約を結ぶという余地もなくなつてしまつて、つくつたとたんにその著作権が製作者に移つてしまつて、その映画の生殺与奪の権すらもこの製作者に移つてしまつて、実際に映画を苦勞してつくつたはんとする意味の著作には何の権利もなくなくなつてしまつて、そこに今日の映画監督はじめ、俳優、カメラマンすべての人の不満点があるわけですよ。だから今さんのおっしゃるようならば、この「契約に別段の定めがない限り」というこの条項は生かしておいていいんじゃないですか。なぜこれは取つたんですか。その理由が私はわからぬからこういう質問をしているんです。

○政府委員(安達健二君) まずこの第二十九条に、先ほどお話のありました「契約に別段の定めがない限り」と入れた場合と、入れない場合との違いでございまして、これは著作権の帰属の問題でございまして、したがって、契約をいたした場合には、その契約上の権利は物権であるとして、第三者に対しては支配する権利であるということになるわけでございまして、したがって、たとへば海外の配給権というものをある監督が留保したと、カメラマンは留保しなかつた。それから美術監督は留保した、いろいろなことが考えられるわけでございまして、これを第三者が利用する場合には、そういうことについて一々チェックをしなければ、映画を利用した、映画製作者がいいと思つてその配給をしたところ待ったがかかる、こういうことになるわけであります。

ます。これは契約によつて留保されたものが物権であるということから生ずることでございます。これに對しまして、「契約に別段の定めがない限り」とないという、そういう規定がないという場合に對しては、字句がない、現在のような法案の内容になつておりますと、映画の著作権は映画製作者に帰属するわけでございまして、一たんそこに帰属するわけでございまして、その後、その映画の著作物を利用することに伴う契約は、一種の債権契約ということになるわけでございまして、その契約はこの映画製作者とその監督等との間の関係になるわけでございまして、したがって、その契約に違反したような場合におきましては、これは映画製作者に對してその監督等から、その契約上の不履行の問題を請求できるけれども、第三者に對してはその権利を主張することができない、こういうのが一般的になるわけでございまして、そういうような意味で、そういうようないゆる債権的な契約と申しますか、そういうものはこの映画の製作に参加するときにできるわけでございまして、映画の監督をしようとするときは、その際、参加契約なり、それとの付随の契約におきまして、海外配給はどうしようとか、あるいはテレビに出す場合にはどうしようという契約を結ぶことが出来る。それは映画製作者との間の契約として、これは有効に働くというところでございまして、したがって契約に別段の定めのあるものないものが物権として、絶対権として働くということになるというところでございまして、そうでない場合には、もちろん著作権をさらに再譲渡、再と申しますか、もう一度譲渡してもらう、製作者からもらうということも、もちろん可能でございまして、買うということも可能でございまして、そうでない普通の場合におきましては、映画の著作物の利用につきまして契約を結んだ場合におきましては、これは債権的な契約として、そこに映画製作者に對して要求する権利として、これは当然私法上の契約自由の原則からそれができると、こ

ういうことでございまして、そのことは特に書いてない。しかしそれは當然できるのだというところでございまして。

○須藤五郎君 時間まだよろしうございましてうか。

○委員長(楠正俊君) もう時間は来ております。

○須藤五郎君 私、時間が超過しておりますので遠慮を申し上げ、この続きの質問は次の機会にいたしたいと思つております。まだまだ時間が相当かかりますので、そういうふうにはいたしたいと思つたのですが、時間が許されるならば続けてもいいのですが、どういふことに……。

○委員長(楠正俊君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(楠正俊君) 速記を始めて。

本法案に對する質疑は、本日はこの程度とし、これにて散會いたします。

午後四時四十三分散會

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法案

第一条 日本私学振興財団は、私立学校の教育の充実及び向上に資し、あわせてその経営の安定に寄与するため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に對する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行ない、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 私立学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校をいう。

二 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

三 準学校法人 私立学校法第六十四条第四項の法人をいう。

四 各種学校 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。

(法人格)

第三条 日本私学振興財団(以下「財団」という)は、法人とする。

(事務所)

第四条 財団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 財団は、文部大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 財団の資本金は、十億円及び附則第六条第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、財団に追加して出資することができる。

3 財団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 財団は、政令で定めるところにより、登

記する。

第三

記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 財団でない者は、日本私学振興財団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、財団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九條 財団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 財団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十條 理事長は、財団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、財団を代表し、理事長を補佐して財団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、財団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十一條 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十二條 役員の内命は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内格条件)

第十三條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることできない。

(役員の内命)

第十四條 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十五條 役員（非常勤の理事を除く）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六條 財団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が財団を代表する。

(運営審議会)

第十七條 財団に、運営審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に應じ、財団の業務の運営に関する基本的事項について審議する。

3 審議会は、財団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、十人以内の委員で組織する。

5 委員は、教育又はその振興方策に関し広い識見を有する者のうちから、理事長が文部大臣の承認を受けて任命する。

6 委員の内命は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(職員の内命)

第十八條 財団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の内命)

第十九條 財団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十條 財団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は進学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のために必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育（私立の各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。）に關連してその振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう学校法人、進学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、進学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その配付を行なうこと。

五 私立学校の経営に關し、情報の収集、調査及び研究を行ない、並びに関係者の依頼に應じてその成果の提供その他の指導を行なうこと。

六 前各号の業務に附帶する業務を行なうこと。

2 財団は、文部大臣の認可を受けて、前項各号の業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

3 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第二十八條第一項に規定する残余の額の範囲内において行なうものとする。

(業務方法書)

第二十一條 財団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十二條 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二項並びに第十九條から第二十一條までの規定は、第二十二條第一項第一号の規定により財団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十七條第一項中「各省各庁の長の処分」とあるのは、「私立学校法第四條に規定する所轄庁の処分」と読み替へるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十三條 財団は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 財団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に關する準則を示さなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十四条 財団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十五条 財団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十六条 財団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十七条 財団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財団は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。(利益及び損失の処理)

第二十八条 財団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じた場合には、前事業年度から繰り越した欠損をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額を、当該事業年度の積立金として積み立てなければならない。

2 財団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じた場合には、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の利益金の計算の方法に關し必要な事項は、文部省令で定める。

(借入金及び私学振興債券)

第二十九条 財団は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、財団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 財団は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十条 財団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 財団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 財団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、財団の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第五章 監督

第三十四条 財団は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、財団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、財団に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に財団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

第三十六条 財団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条、第二十九条又は

第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十一条第二項、第二十八条第三項又は第三十三条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第二十七条第一項又は第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第三十八条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした財団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(財団の設立)

第二条 文部大臣は、財団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、財団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、財団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、財団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 財団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(私立学校振興会の解散等)

第六条 私立学校振興会は、財団の成立の時において解散し、その一切の権利及び義務は、その時において財団が承継する。

2 私立学校振興会の昭和四十五年四月一日に始まる事業年度は、私立学校振興会の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校振興会の解散の時までに政府から私立学校振興会に対して出資された金額は、財団の設立に際して政府から財団に対し出資されたものとする。

4 附則第四条の規定により財団の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で私立学校振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 第一項の規定により財団が権利を承継する場合

合において、当該承継に係る不動産又は自動車取得税については、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(学校法人の特例)

第七条 この法律(第二十条第一項第一号を除く。)において、学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四条の法人を含むものとする。

(その他の経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本私学振興財団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 財団の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 財団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十五条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「財団の成立後遅滞なく」とする。

(私立学校振興会の廃止)

第十一条 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)は、廃止する。

(私立学校振興会法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校法の一部改正)

第十三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

8 私立学校の経常的経費に対する国又は地方公共団体の補助金で政令で定めるものの交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行ない、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

9 前項に規定する学校法人は、所轄庁の定めるところにより、同項の書類のほか収支計算書を所轄庁に届け出なければならない。この場合において、同項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

10 所轄庁は、第四項の規定によるもののはか、第八項に規定する学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 助成に關し必要がある場合において、当該職員に学校法人の關係者に対し質問させ、又はその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校の学科(短期大学及び高等専門学校)の増設又は収容定員の増加に係る計画が、法令の規定又はその実施に關し所轄庁が定めた規程(一般に公表され、又は当該学校法人に通知されたものに限る。次号において「法令又は所轄庁の規程」という。)に違反することとなることを認める場合において、当該計画の変更又は中止を勧告すること。

三 第五條第二項の規定にかかわらず、当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずること。

11 第七項の規定は、前項第二号又は第三号の規定による所轄庁の措置について準用する。この場合において、第七項中「私立大学審議会」とあるのは、「大学設置審議会及び私立大学審議会」と読み替へるものとする。

第五十九條第五項中「第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「国」の下に「(日本私学振興財団を含む。次項及び第八項において同じ。)」を、「第一項」の下に「若しくは第三項」を、「前項」の下に「又は第十項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは前項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前項に次の一項を加える。

3 国は、別に法律で定めるところにより、第一項の助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行なうことができる。

第六十三條第一項中「第五十九條第六項」を「第五十九條第七項」に改め、同条第二項中「前二条」を「第五十九條第十項第三号又は前二条」に改める。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 改正後の私立学校法第五十九條第八項の規定は、昭和四十六年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

2 前項の規定により改正後の私立学校法第五十九條第八項の規定の適用がない会計年度については、同条第九項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第五十九條第九項後段の規定の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第一号、第七十二條の四第

一三六号(第二一三七号)(第二一三八号)(第二二二九号)(第二二四〇号)(第二二四一号)

第一七〇九号 昭和四十五年四月三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 石川県石川郡鳥越村字河合チ一〇

三 中川石雄外二十六名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一七二〇号 昭和四十五年四月三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 石川県小松市大野町 南利信外二十六名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一七九九号 昭和四十五年四月三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県稗貫郡大迫町外川目一三ノ

一六四 浅沼稔外二十六名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八〇〇号 昭和四十五年四月三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡阿南町新野二、五

〇六 関勝夫外三十九名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八一〇号 昭和四十五年四月四日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 愛媛県喜多郡内子町大字城廻甲一〇一 坂本計夫外二十六名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八四三三号 昭和四十五年四月六日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県和賀郡湯田町四〇ノ四〇ノ

七 湯田町長 高橋武夫外二十六名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八四四四号 昭和四十五年四月六日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 青森県西津軽郡岩崎村岩崎村長

平沢衛外二十七名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八五九号 昭和四十五年四月七日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡河村大字杣野三

耕五八ノ二 小倉元義外二十六名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八六〇号 昭和四十五年四月七日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県九戸郡種市町二三ノ二七

高城専太郎外三名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八六一号 昭和四十五年四月七日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(十三通)

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町西赤木

野田市雄外三百六名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八六七号 昭和四十五年四月七日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市小松町大字新屋敷甲

三、〇五七 西健次外二十六名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八八二号 昭和四十五年四月七日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小

屋上乙三、二六一西会津町長 山口博也外二十七名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八九三三号 昭和四十五年四月八日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(十三通)

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町蔵土

谷勝美外二百八十四名

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一八九七号 昭和四十五年四月八日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県二戸郡安代町字田山二

川勝巳外二十六名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一九〇九号 昭和四十五年四月八日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岡山県真庭郡勝山町大字月田六、

四二八勝山町長 堀裕外二十六名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一九一九号 昭和四十五年四月八日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 熊本県球磨郡水上村水上村長 荒

嶽茂外十五名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一九二〇号 昭和四十五年四月八日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡西原村大字小森一、

二三一 荒木三蔵外二十五名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二〇二二号 昭和四十五年四月八日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(八通)

請願者 和歌山県日高郡中津村大字船津七

八 岡田義一外二百二名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二〇五七号 昭和四十五年四月九日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県和賀郡沢内村大字太田二ノ八ノ一 久保俊郎外二十六名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二〇五八号 昭和四十五年四月九日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(七通)

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町長迫 岡田信太郎外百八十一名
紹介議員 山本茂一郎君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二〇五九号 昭和四十五年四月九日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(二通)

請願者 福島県田村郡路村大字岩井沢字中作一四三 菅野榮外五十三名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一七二二号 昭和四十五年四月三日受理
山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡さみ町江住一 九九 浜田吉平外二十四名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第一八〇一号 昭和四十五年四月三日受理
山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡藤橋村藤橋村長 中 野由五郎外二十六名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第一八六二号 昭和四十五年四月七日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願(十三通)

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町明神 前田喜作外三百十四名
紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第一八九四号 昭和四十五年四月八日受理
山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願(十三通)

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町添野川 玉井喜代松外三百五十五名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第二〇二二二号 昭和四十五年四月八日受理
山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願(十四通)

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町山手 垣平源一外三百五十二名
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第二〇六二二号 昭和四十五年四月九日受理
山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願

請願者 岩手県和賀郡沢内村大字太田二ノ八ノ一 久保俊郎外二十五名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第一七二二二二号 昭和四十五年四月三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三通)

請願者 高知県中村市下田 山下勝美外二百二十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第一八一八号 昭和四十五年四月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)

請願者 高知県中村市日の出町 正木信邦 外百四十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第一八二六号 昭和四十五年四月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県川崎市九十九 山 本健三外九十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第一八七〇号 昭和四十五年四月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市小町三ノ六ノ五 神田まち子外四十四名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第一八七一七号 昭和四十五年四月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)

請願者 高知県中村市山手通五〇 伊藤憲 介外百四十九名
議員紹介 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二〇二九九号 昭和四十五年四月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)

請願者 高知県中村市有岡一、二三、四 橋 田大吉外百二十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二〇三〇号 昭和四十五年四月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市長谷二〇七 木口 邦子外四十四名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第一八九六号 昭和四十五年四月八日受理
養護教諭の全校配置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(二通)

請願者 長野市松代町紺屋町四九八 北村 和久外二千六百八名
紹介議員 安永 英雄君
学校教育法の一部および定員定数法を抜本的に改正し、左記事項の実現を図りたい。
一、すべての学校に養護教諭を必置すること。
二、養護教諭の養成について抜本的施策を講ずること。
三、国立大学に養護教諭養成機関の設置を積極的に進めること。

理由
学校教育法第二十八条、第四十条において、中学校に養護教諭の必置が規定されているが、同法第三十三条に「小学校と中学校には当分の間養護教諭を置かないことができる。」との規定があり、また同法第五十条第二項に「高等学校には養護教諭を置くことができる。」という任意規定があるため、小、中学校、高等学校の各校には必置されていない。

第二〇二五号 昭和四十五年四月九日受理
養護教諭の全校配置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市八代西の町一七四ノ五 真能文子外千四百四十四名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第一九一八号 昭和四十五年四月八日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願(一通)

請願者 千葉県市原市五井五、〇八一 高
沢静枝外百八十七名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇二三号 昭和四十五年四月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 神奈川県鎌倉市玉縄二ノ二 柴
田沢子外百二十一

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇二四号 昭和四十五年四月八日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 静岡県賀茂郡西伊豆町 市川喜一
外百名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇三一号 昭和四十五年四月九日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 静岡県浜松市幸町四八ノ七 鈴
木やす子外五十七名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇三二号 昭和四十五年四月九日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 岩手県一関市萩花中町六ノ一 菊
池チャ子外百二十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇三三三号 昭和四十五年四月九日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願(一通)

請願者 岩手県久慈市夏井町三ノ二二 田
代春子外二百七名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇三四号 昭和四十五年四月九日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 横浜市鶴見区東寺尾町一、三三〇
柴崎みづ子外百六名

紹介議員 萩原 幽香子君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇三五号 昭和四十五年四月九日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘三八〇
新井愛子外百八名

紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇三六号 昭和四十五年四月九日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福島県田村郡小野町字横町三三
石井治子外五十四名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇六九号 昭和四十五年四月九日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願(一通)

請願者 北海道標津郡中標津町西四条南二

丁目 戸田静子外二百五十一名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇七〇号 昭和四十五年四月九日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する
請願

請願者 福島県南会津郡田島町 星愛子外
二十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二〇四九号 昭和四十五年四月九日受理

司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する
請願

請願者 岩手県盛岡市馬場町一下橋中学校
内岩手県学校図書協議会事務局
内 渡辺正俊

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二〇八〇号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県北松浦郡佐々町古川二〇〇
川野隆行

紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八一号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県佐賀市二ノ二九八 俵正敏
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八二号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市大迫町三ノ三ノ五 矢野捷
弘

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八三三号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市別府新町二ノ五五ノ二 柴
田裕実

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八四号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡大島町一、八一三
南町社宅 岸川春吉

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八五号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市若松区修多羅九三九ノ一
長畑靖

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八六号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県京都郡勝山町大字松田一、
一一六 坂山奉

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八七号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市日赤通二六ノ一 岩熊利夫
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八八号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県中間市大字中間二、七〇九
ノ一四三 今井克己

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇八九号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡志布志町志布志
三、一三三ノ三二二 向井幸男

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市新生町海上自衛隊
第一航空群第一支隊電子整備隊内
田中悦男

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九一号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分市今津留一、三一五〇BS大
分放送内 小関鍾一

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九二号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 北九州市八幡区幸神二黒崎黒葉A
P八一六 石松昭敏

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九三号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 宮崎県都城横六、六四四 長江
春季

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

請願者 北九州市八幡区熊西町二ノ五ノ六
村上彦四郎外一名
紹介議員 木村禮八郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九四号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市香椎二、二〇二 湊啓
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九五号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県宗像郡宗像町自由ヶ丘六ノ
一三ノ七 清水勝祝
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九六号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 佐賀県唐津市町田五五四 池田豊
水
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九七号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本県山鹿市温泉通五 尾崎逸郎
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九八号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 宮崎県都城横六、六四四 長江
春季

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二〇九九号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市箱崎帝大前三組 河嶋誠
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 北九州市小倉区須賀町四三 井川
国宏
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇一号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分県玖珠郡玖珠町帆足町二、七
三六 津田雄一
紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇二号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分県北海部郡佐賀関町大志生木
五A二四 浜井一幸
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇三号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県中間市岩瀬北町 柿野哲之
助
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇四号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一〇五号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町阿恵二九ノ
三 福永方
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇六号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市片江一ノ一〇〇ノ二 岡紀
夫外一名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇七号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本県菊池市限府三五五 菊池澄
紹介議員 竹田 現昭君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇八号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本県八代市出町五ノ三二 上原
貞夫
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一〇九号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎市大浦元町七八二 中尾正敏
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第二一一〇号 昭和四十五年四月九日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東七隅二ノ四 二宮克己
紹介議員 瀬谷 英行君

第六部 文教委員会会議録第十一号 昭和四十五年四月二十一日【参議院】

請願者 北九州市小倉区富野六八六 柴田 寛

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県南高来郡瑞穂村西郷栗林甲 九五三 吉田良文

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一一号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市上宗方七ノ一 岩尾親雄

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一二号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市住吉町一七〇ノ三〇四 於保葛枝

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一四号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市山手町一五公務員宿舎一四 号 松本和利

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一五号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本市池田町城見ヶ丘四六六ノ六 白水孝尚

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一六号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県人吉市順成寺町二四六ノ一 建設省川辺管内 南里光則

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一七号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市大島町一ノ一四 坂本英 子

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一八号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県三潁郡城島町大字樽津一 三五二ノ四 船津忠敏

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一九号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本市出水町国府二、〇二七住宅 協会アパート内 舛井隆 野上 元君

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市八幡区香月二、一七五 首藤強

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二二号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県人吉市北泉田町二〇四 西 村初男

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二二号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市三宅本町一、〇一六 山本 宏

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二三号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本市北水前寺二五九 板橋康博

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二四号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市長住公団住宅一八ノ五〇一 樺島順正

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二五号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県山門郡瀬高町高耕三九五 馬場広人

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二六号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本市出水町長溝長溝団地一六九 柳山三蔵

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二七号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市吉野町九一三ノ三二 勝 目弘

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二八号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市屋形原本区三九九ノ一屋形 原案内 橋口貞男

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二九号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県飽託郡北都西尾当 山崎 義典

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四〇九号と同じである。

第二二三〇号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県芦北郡芦北町大字花岡五六 七 中原義到

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二三一号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市高宮二ノ一五ノ一六 横谷 紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二三二号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市戸畑区銀座二ノ八ノ二九

永安和佐太

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一三三号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市大池二ノ七ノ二 家人道男

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一三四号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市中島町二一八 伊丹洋太郎

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一三五号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市八幡区穴生鷹ノ巣三丁目岡部謙一

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一三六号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県諫早市第一旭町六九 松下良朗

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一三七号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県浮羽郡田主丸町大字豊城一、七六〇ノ三 稻富政昭

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一三八号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県京都郡豊津町田中五〇二 衛藤計

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一三九号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県荒尾市蔵満九七五 古賀義章

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一四〇号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本市清水町新地団地一ノ二三四 浅井渉

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一四一号 昭和四十五年四月九日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市大字名島湯場二、〇〇一ノ四 有馬繁雄

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

昭和四十五年五月十三日印刷

昭和四十五年五月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局